

---

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福祉課長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
商工観光課長	菅野 敏明	君

都市建設課長	大久保 政 一 君
上下水道課長	加 藤 克 之 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	長 谷 川 敏 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
公共施設管理監	小 野 宏 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

---

議 事 日 程 (第4号)

平成22年9月8日(水曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

有 賀 光 子

水 戸 義 裕

佐 藤 輝 雄

第3 議案第1号 副町長の選任について

第4 議案第2号 教育委員会委員の任命について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番大坂三男君、12番舟山 彰君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番有賀光子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔8番 有賀光子君 登壇〕

○8番（有賀光子君） おはようございます。8番有賀光子です。

大綱2問、質問いたします。

#### 1. 予防ワクチン助成やがん対策について。

子宮頸がんや細菌性髄膜炎などの病気から女性や子供を守る予防ワクチン、こうしたワクチンの接種は任意のため全額自己負担が原則ですが、経済的負担を軽減するため公費助成に取り組む自治体が広がっていることが厚生労働省の調査で明らかになりました。調査は、ことし3月、厚生労働省や都道府県を通じて全市区町村を対象に実施し、定期や任意を含む予防接種への公費助成の状況などについて1,774区町村から回答を得ました。

その集計結果によりますと、子供の細菌性髄膜炎の原因となるヒブ（インフルエンザ菌b型）の予防ワクチンについて公費助成を行う自治体は204自治体、11.7%に上ります。公費助

成を始めた市区町村は、2008年度は4自治体だったのですが、2009年度には57自治体、2010年度は143自治体に急増しています。助成額も3,000円から4,000円未満を助成する自治体が44.1%を占めています。また、ヒブに次いで細菌性髄膜炎の原因となっている肺炎球菌の小児予防ワクチンに公費助成を行う市区町村は11自治体、0.6%あります。そのうち36.4%の自治体の助成額が5,000円以上となっています。

一方、子宮頸がんは、厚生労働省が2011年度政府予算で、経済成長や国民生活の安定などのため設けられる1兆円超の「特別枠」に要求する事業案が8月16日、明らかになりました。それによれば、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け約150億円を盛り込む方針で、子宮頸がんはヒトパピローマウイルスの感染が主な原因とされ、10代前半のワクチン接種で予防が期待できます。費用については4万円から5万円で、都道府県、市町村で負担し合って助成する仕組みを想定し、対象者は今後詰めるとしています。この病気で年間3,500人が亡くなっているが、予防検診とワクチン接種を使用すればほぼ100%予防できることがわかっています。きちんと予防検診などを受ければ数多くの尊い生命が救われます。

6月の定例会でも子宮頸がんワクチンの助成の質問をし、また5月13日に予防ワクチン接種等に関する要望書を町長に提出しましたところ、ワクチン接種費用の助成については国の動向を見ながら検討するとの答弁でした。国でも23年にはワクチン接種費用の助成を考えております。

そこで伺います。

1) 来年度予算編成に当たって、こうした地方自治体に広がる予防ワクチンについて柴田町も積極的に取り組むべきと考えるが、町長の考えをお伺いします。

2) 特に予防できる唯一のがんが子宮頸がんであり、検診とワクチン接種を併用すればほぼ100%発見できるとされています。来年度も乳がん、子宮頸がん検診のクーポンを継続実施し、「子宮頸がんゼロ」へ挑戦すべきと考えますが、お伺いします。

3) 日本は世界有数のがん大国であり、がん対策の柱の一つであるがん検診について、がん対策基本計画では2011年までに受診率「50%以上」という大きな目標を掲げています。無料クーポンで少し上がっても、全国平均は24.5%です。目標年次まであと1年半、町長の受診率向上への取り組みについてお伺いします。

## 2. 福祉への取り組みについて。

日本では今新たな社会問題が顕在化しています。自殺者は年間3万人を超え、その原因は健康問題、中でもうつ病が最多です。しかもうつ病は年々ふえており、有病者数は推計250万人

に上ると言われています。それだけではありません。ドメスティック・バイオレンスの相談件数は過去最多を記録し、親などによる児童虐待に至っては、全国201カ所の児童相談所が2009年度中に住民などから受けた児童虐待の相談件数は前年度比3.6%増の4万4,210件に達し、19年連続でふえ続けています。大阪市西区のワンルームマンションで幼児二人の遺体が見つかった事件などのむごさは想像を絶します。さらに、ひとり暮らしの高齢者の数がふえ続けていることも見逃せません。地域社会とのつながりが希薄になる中、単身世帯の6割が孤独死を身近に感じ不安を覚えています。また、100歳以上の高齢者で所在がわからないことが判明した人の数は、8月11日現在、全国で190人に達し、大きな社会問題になってきました。

一方、私たちは安定した雇用環境があつてこそ安心して生活を送れます。しかし、今や労働者の3人に1人が派遣等の非正規雇用であることから、不安定な雇用の改善が急がれています。そこへ1ドル85円台という円高ドル安の嵐が襲っています。これらはこれまでの社会保障制度では想定し得なかった新しいリスクです。

そこで町の福祉への取り組みについて伺います。

1) 町における「うつ病」有病者数や「ひきこもり」の実態をどう認識しているか伺います。

2) 大阪の2幼児放置死事件でも住民と児童相談所や行政との連携のあり方が問われています。子供の安全確保優先へ向けて、対応について伺います。

3) 町における高齢者所在確認業務の実態と、高齢者所在不明のような事実があるのかどうか伺います。

4) 町の住民の雇用の実態をどう認識し、その取り組みを伺います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員から大綱2点ございました。予防ワクチンの助成関係でございます。

まず第1点目、子宮頸がんワクチンの助成につきましては、議員ご指摘のとおり、厚生労働省が平成23年度の政府予算の「特別枠」に子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業150億円の要求を盛り込むこととされ、国による助成制度が創設される見込みとなっております。ただし、助成対象者、助成額等の具体的な内容については今後検討していくこととなっております。

す。今後、国の助成制度の導入を前提に、実際に接種を行う医療機関等の指導をいただきながら、23年度からワクチン公費助成化が実現できるよう諸準備を進めていきたいと考えております。

なお、ワクチン接種が導入されても検診が最も有効な予防手段ということには変わりはなく、ワクチン接種が検診の代替えになるものではございません。ワクチンの接種と定期的な検診受診の両輪で子宮頸がんを予防する必要があると考えておりますが、現実的には20代の検診率は低い状況となっております。また、子宮頸がんが亡くなられた柴田町の方は21年で4人となっている事実もございます。

また、細菌性髄膜炎を予防するヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種についても、子宮頸がんワクチン接種同様、現在、予防接種法に基づかない任意の接種、自費接種で行われております。これらのワクチン接種については、国の助成制度などの動向を注視し、先行自治体の取り組み事例、ワクチン供給の動向など情報収集に努めながら、財政状況を勘案し公費助成を検討してまいりたいと考えております。

2点目、来年度も乳がん、子宮がん検診のクーポンを継続実施し、「子宮頸がんゼロ」へ挑戦すべきではという点でございますが、この事業は、乳がん及び子宮頸がん検診において、一定の年齢に達した女性に対して、これまで受診機会のなかった方への定期的な受診を促し、検診受診率の向上を図る上で極めて重要な事業であると認識しております。平成21年度の国の補正予算においては全額国庫負担されましたが、平成22年度においては2分の1を町が負担することとなりましたが、当初予算で措置し、既に町として事業を実施しているところでございます。議員からご提案があった平成23年度以降については、国の助成の有無にかかわらず23年度においても実施し、継続していく考えでございます。

3点目、がん対策基本計画の目標年次まであと1年半、町の受診率のアップということでございます。町が健康増進法に基づき実施している各種検診の平成21年度の実績についてですが、乳がん検診については44.2%、子宮がん検診は38.2%、胃がん検診は29.3%、肺がん検診は52.9%、大腸がん検診は37.0%という受診率となっております。

このように、がん対策推進基本計画における目標の受診率50%に既に達している検診、あるいはそうでない検診がありますが、目標年次の平成23年度までにすべての検診の受診率を50%以上にするというのは非常に厳しい目標であると認識しております。受診率を達成していないがん検診については50%に少しでも近づけるよう、検診委託機関等との連携を図りながら、がんに関する正しい知識や検診の重要性の普及・啓発を進めるとともに、より積極的な個別勧奨や

検診を受けやすい環境の整備等に努めてまいりたいと考えております。

大綱2点目、福祉への取り組みでございます。

まず、町における「うつ病」とか「ひきこもり」の実態ですが、町におけるうつ病だけをとらえた正確な患者数は把握できておりませんが、厚生労働省の統計調査によるうつ病にかかる可能性は、生涯有病者率が約6.5%と、うつ病は日本人の約15人に1人が一生のうちに一度は経験すると言われるほど一般的な病気とされ、近年、この病気にかかる人は増加傾向にあると言われております。また、ひきこもりについては、関係機関に相談せずに家族の中で解決しようと抱え込んでしまっている状況等があるため、その実態の把握は大変難しいところでございます。

ひきこもりは、本人や家族だけでは解決が難しく、長期化が深刻な社会問題となっております。医療機関、福祉機関、就労支援機関、教育機関等の関係機関との連携を図り、本人や家族を孤立させることなく総合的な支援を行うことが重要であると考えております。

町としては、こうしたうつ病、ひきこもりを含めた心の健康づくりの対策のため、専門医による「心の健康相談」を毎月開催しております。また、保健師による健康相談、訪問指導についても随時行っているところでございます。今後も町民の心の健康の保持・増進のため、関係機関との連携を図り、健康相談、健康教室等保健活動のあらゆる機会を通じて知識の普及に努めるとともに、相談・支援体制の充実強化を図り、広報紙等を活用し、心の健康に関する正しい理解の浸透を図ってまいりたいと考えております。

2点目、児童虐待の関係でございます。

児童虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」、そして町の「柴田町児童虐待防止ネットワーク設置要綱」に基づき対応し、宮城県中央児童相談所、宮城県仙南保健福祉事務所、大河原警察署などの各関係機関、町の関係所管課などが連携しながら児童虐待に対応しています。

児童虐待を発見したときや情報を受けた場合は直ちに子ども家庭課内部で受理会議を持ち、児童が児童福祉施設や学校などに入っている場合は、その関係機関との連携により状況を把握します。関係機関で把握することができない児童にあつては、町職員が直接家庭に出向き安全確認をしますが、保護者が児童の安全確認を拒否した場合は、児童の住所または居所に立ち入る立入調査を有している宮城県中央児童相談所に通知して対応する取り扱いとしています。

児童虐待については、いずれの場合においても専門的知識を有している県中央児童相談所と密に協議し、適切な指導・助言をいただき、支援が必要と判断された場合は、関係機関の担当

者を招集したケース検討会議を開催し、情報の収集・共有化、役割の確認、支援内容を検討し、経過観察なども含めた体制で取り組んでおります。

児童虐待の未然防止や早期発見のためには、各関係機関との密なる連携はもとより住民の協力が不可欠であることから、お知らせ版や町ホームページを活用して児童虐待の啓発広報に努めています。

また、児童虐待を受けている児童は何らかのサインを出していると言われていたことから、住民の皆さんがいち早くそのサインに気づき通告することで、児童の早期支援につなげるために、児童虐待チェックリスト「虐待のサイン」を町ホームページに掲載しております。

11月の児童虐待防止推進月間にあわせて、今年も広報しばた11月号にチェックリストも掲載して、虐待かなと思ったら躊躇せず連絡していただくよう全町民に向けた啓発広報に努めてまいります。

高齢者の所在確認の関係ですが、佐々木裕子議員の質問にもお答えしておりましたが、再度説明させていただきます。

住民票上の高齢者の把握においては、毎年「老人の日記念事業実施に伴う百歳高齢者等関係調査」と「宮城県高齢者人口調査」の実態調査の依頼を受けて9月に町が、2月に民生委員・児童委員が実施しております。また、各地区での行事等を通じた地域のつながりのネットワークも機能していますので、本町の高齢者は全員確認されております。

しかし、若年者については高齢者のような実態調査が行われず、しかも確認する手段や方法が義務づけられておりません。また、家族等も積極的に公開することはありませんので、所在不明者は存在していると認識しています。

次に、雇用関係でございます。

宮城県工業統計調査において、県全体の従業員数を対19年と20年とを比較しますと3,747人の減で、率にしてマイナス2.9%、仙南2市7町では915人の減、率にしてマイナス3.7%に対し、柴田町は94人減で、率にしてマイナス1.8%の微減にとどまっています。

また、ことしの7月の大河原管内の月間有効求職者数は3,196人、月間有効求人数752人で、有効求人倍率は0.24で前年比0.08ポイントふえておりますが、依然厳しい状況にあると考えております。

これまでの町の取り組みとしては、企業誘致や雇用拡大を目指した「柴田町企業立地優遇制度」により新規が8人、転入2人の10人、国の緊急経済対策を活用しての「緊急雇用創出事業」では15事業で47人、「ふるさと雇用再生特別基金事業」では5事業14人の、計71人の雇用



創出を図りました。平成22年度では、「ふるさと雇用再生特別基金事業」で7事業17人、「緊急雇用創出事業」では14事業52人、「重点分野雇用創出事業」で6事業8人、「地域人材育成事業」で5事業7人、計84人の雇用創出の取り組みを行っております。さらに、仙南地域職業訓練センターにおいては、求職者を対象に再就職に向けた知識・技能の習得を図ったところ、平成21年度末で全体受講者169人中、59%、75人が就職を内定し、そのうち本町関係では29人が受講し、16人、55%が就職の内定となるなど、新たな雇用の場の確保に一役を担っております。

福祉に関連した雇用では、「重点分野雇用創出事業」で4人、「地域人材育成事業」で5人、特別養護老人ホーム新設で41人、グループホームつくしで5人、常盤園の増床で4人、常盤園地域包括支援センターで2人、計61人の雇用の創出に取り組んでおります。

雇用対策については、これは単に町の施策として解決できるものではなく、日本の成長戦略や労働者派遣法や若者の雇用のミスマッチの問題、県内では富県戦略による全県下への企業誘致等、国や県、市町村挙げての対策が求められているところから、国・県と連携し、さらなる公共事業の拡大や引き続きの緊急雇用対策を継続するよう国・県に働きかけてまいります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 有賀光子さん、再質問ございますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） 最初、子宮頸がんについてお聞きします。子宮頸がんワクチンの助成ですが、来年度、町長の方から国の助成方針に基づき実施の方向で準備するというふうにご回答いただきました。ありがとうございます。

それで何点かお聞きしますが、まずワクチンの接種対象年齢と、それに伴う公費助成をどのぐらいと見ていますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 国による助成の基準年齢が何歳になるのかとかまだ詳しいことはわかっておりませんが、ワクチン接種の対象年齢につきましては、11歳から14歳への接種が効果的だというふうにされております。こういうことから、11歳から14歳の女子を対象に例えば全額補助を行う場合、その対象者の総数、現在約700人でございますので、1人当たり3回接種で費用は大体5万円程度かかると見込まれておりますので、例えば接種率を100%にした場合ですが、約700人の5万円というふうなことで3,500万円、総額でそれぐらいの予算規模になってくるということになります。ただ、これは初年度でありまして、次年度以降は1学年のみ、到達年度のみとなりますので、大体875万円ほどの予算措置。これも全員が100%接種率の

場合ですが、そういった予算取りになってまいります。

全国的に見ますと市町村まちまちなんですが、全額助成をしているところ、例えば2分の1助成であるところ、6年生のみ、中学1年生のみなど市町村によってまちまちでございますので、今後、財政面とか他市町村の動向等々を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 来年度から先ほど国の予算も出るということでしたけれども、今11歳から14歳を対象に23年度は全員と考えていますか。その方向で進むということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 実施する場合どの年齢がということなんですが、11歳から14歳が効果的だというふうに考えているんですが、11歳といいますと小学校の5年生、6年生、あと14歳というと中学校3年、高校1年が若干入るんですか。そういった幅広い年齢ですし、子供がワクチン接種を理解できるかどうかということもありますので、その辺いろいろ今後協議していきたいなど。対象者については、ほかのところもいろいろ、中学校全員とか、あと中学生お祝いワクチンみたいな、中学校1年生になったらやるとかいろいろやっておりますので、それらを参考にしながら今後検討していきたいなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 新聞の方に、先ほど国の方から150億円の助成が出るということで、助成費用の国で3分の1が国で補助する対策とされているというふうに新聞に載っております。そして事業をする場合は、その事業を実施する市町村は現在助成しているところを対象にすると書かれておりますけれども、実際23年度にも実施するとなればそれも助成事業を行うというふうに書いてあります。それで現在、今回は岩沼の方が11歳から14歳を対象にことしから始めました。それと、また23年度はかなり多く、近場の市町村といいますと、亘理、あと川崎、蔵王町などもこういう状態に進むというお話を聞きましたので、その分これからもどんどん進むと思いますので、ぜひ柴田町もそのように進んでほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 国の方で23年度の概算要求ということで、150億円の特別枠で子宮頸がんの助成というふうなことでございます。まだ国からの直接の通知とか来ておりませんので、報道等によりますと3分の1補助ということになります。ただ、3分の1補助につき

まして、当然事業費が定額になるのか、例えば町が実施したすべての事業費に対して3分の1補助なのか、まだまだ内容がまだ見えてきておりません。近隣市町村でも確かに23年度実施するというふうなことも聞いておりますので、その辺も注視しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） このワクチンの副作用の心配はないのでしょうか。もしわかればお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） ワクチンの副作用の関係ですが、今回、日本で承認、販売されたワクチン、海外の方では既に100カ国以上使用されてございます。国において臨床試験を経て昨年10月に承認されたということがありまして、ほかの国でも使用実績があるというふうなことで、接種後に重篤な副作用がほとんど報告されていないというのが実態でございます。

ただ懸念されますのが、国の定期接種ですと健康被害があった場合きちんとした保障制度があるんですが、任意接種になりますと、その辺、訴訟のリスクとかそういったこともやっぱり考えなくてはいけないというふうなことで、若干その辺が心配なところがあります。その辺については今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） 先ほど11歳から14歳となると、今度親の学校教育の方で学校で取り組むことが大事になってくると思いますので、その点はどのように取り組んでいくような考えか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 学校教育の関係で取り組みということなんですが、先ほど来話が出ておりますが、接種対象者が11歳から14歳が効果的というふうなことで、やはり一番懸念されるのが、小学校の5年生、6年生、中学校1年、2年、3年というふうなことで、個々にワクチンの必要性、そういった定期検診の必要性、その辺をまず理解をしてもらい、それがやっぱり重要なのかなというふうに思います。そういうことを考えますと、やはり普及するに向けては子供さんにも当然教育しなければならないんですが、保護者の方々の理解ということが大事ですので、そういった説明会等々の機会を行って周知していければなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 外国の方ではほとんど8割の方が小さいうちにもうこのワクチンをしているというふうに言われておりますので、ぜひその点を理解していただけるように、学校の方の説明よろしくお願ひいたします。

次に、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンなんですけれども、このヒブワクチンの町内での接種状況は把握していますでしょうか。お願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 町内の病院に問い合わせをしておりますが、小児科の仙南クリニックさんの方では月に1本から2本程度、宮上クリニックさんの方では月2本程度の接種実績というふうな状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） つい最近、国の方で、長妻厚生大臣がテレビの方で23年度から国では子宮頸がんこのヒブワクチンを助成を出しますというお話がありましたけれども、これについてはご存じでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） その件についてはちょっと私の方としてはまだ承知してございません。23年度の概算要求の中ではまだ入っていなかったのかなというふうに私の方ではとらえておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） もし助成が出たら、このヒブの方の助成もよろしくお願ひいたします。

また、このヒブワクチンの実績でまだまだ少ないという状況なんですけれども、接種費用が1回7,000円から1万円まで、4回接種の場合は多額の費用負担となりますので、これもやはり早めに助成すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） これにつきましては、現在ヒブワクチンの販売をしているのは1社のみでございます。生産に半年ほどかかるということで供給の制限をしている状況でございます。年間最大で約100万回分のワクチンを生産できますが、病院では大体月10人分ぐらい、診療所においては月3人分ぐらいというふうに供給が制限されている状況でございます。このようなことから、安定的に供給されていないというふうなことで常に品薄になっている状況でございます。そういった問題がございます。ワクチンの安定供給という面からも、国において早く予防接種法に基づく定期接種化、これが望まれるところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 2点目の女性特有のがん検診事業ですが、これも先ほど町長の方から継続していただくという答弁をいただきました。この21年度の無料クーポンの受診率、また利用者の状況はどうだったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） まず子宮頸がんの関係ですが、子宮頸がんの対象者、20歳から40歳までの5歳刻みで合計1,211人対象でございます。実際の利用者につきましては325名というふうなことで、利用率、受診率は全体で26.8%でございました。年齢ごとに見ますと、20歳で28名、13.3%、25歳では55人の23.0%、30歳が76人で31.7%、35歳で92人の30.2%、40歳では74人の34.3%というふうなことで、特に20歳での利用が少なくなっているようでございます。

ただ、子宮頸がんについては、20歳から30歳の町の子宮がん検診受診者数をちょっと見ますと、20年度では574人だったのが21年度では749人というふうに全体的に受診者数のがん検診でふえているというふうなことで、これは効果があったのかなというふうに考えてございます。

それから、乳がん検診の対象者の内訳の関係なんですけど、40歳から60歳までの5歳刻みになります。合計1,370人で、利用者は497人、36.3%の利用率でございました。年代別では、40歳で85人、39.4%、45歳で56人、23.5%、50歳で98人、39.2%、55歳で68人、26.1%、60歳で190人、46.9%というふうなことで、年齢が高くなるにつれて受診率が高くなっているというふうな状況になってございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 受診率が子宮頸がんが26.8%、乳がんが36.3%。そして今言われた無料クーポン対象者の実施が少ないというのはなぜでしょうか。

それから、今年度子宮がん検診の無料クーポンの利用者についてはどうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 子宮がんが26.8%、乳がんが36.3%ということでございます。この女性特有のがん検診推進事業、ご承知のように、国の緊急経済対策に伴う21年度補正予算というふうなことで緊急に昨年5月に成立いたしました。その準備の関係で結構かかっておりまして、クーポン券を実際に発送するのは9月末というふうな形になってございます。それから若干発送が、事業が遅くなったということですね、取りかかりが。それから、この事業については、町が健康増進法に基づき実施する検診が対象というふうなことでございます。いわゆ

る職場での検診です。職域の検診、それから健康保険組合等の独自の保健事業による検診、人間ドック等々、これらの方々については事業の対象外というふうなことで、その関係から多くは受診者が少なかったのかなというふうにも思われます。

それから、今年度の子宮がん検診の状況でございますが、無料クーポン券の利用者につきましては、8月末現在で対象者が1,177名、利用者が242名というふうなことで、やはりちょっと低くて20.6%にとどまっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 国が目標としています50%にはまだまだほど遠いと思われていますが、身近な女性にさまざま今回聞いてみますと、受けなかった理由としては、忙しくて時間がないとか、面倒だ、健康だから必要ないとか、あと別途の費用がかかるというお声をいただきました。そういう声を受けて今回受診率をますますアップしていかなければいけないということで、がんの受診率として肺がんの検診だけが50%以上ということで、あとは達していないということでもっとPR、周知をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 先ほど町長答弁のとおり、受診率を達成していないがん検診につきましては、50%に少しでも近づけるように今後さらに検診の受診率の向上に向けて、特に検診委託機関との連携を図りながら普及・啓発を進めたいというふうに考えております。なかなか忙しいとか、特に若い方々は忙しいということもありますし、まだまだ自分が健康だということで受診しないというのが多くおりますので、積極的な個別勧奨とか、検診を受けやすい環境の整備、それらに今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今回、がん予防検診と女性の検診無料クーポン、今回で3度目質問させていただきましたが、町長の答弁で前向きに答弁をいただきました。今後とも積極的にがん予防対策を進めていただきたいと思います。

次に、福祉の方に入らせていただきます。

うつ病などの町への心の健康相談数はどのぐらいいるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 町の心の健康相談者数ですね。平成21年度の実績でございます。面接相談は実人数で86人、延べ人数で323人、電話相談では実人数86人、延べ人数で479人、保健師による訪問指導、これは実人数で72人、延べで476人というふうな数字になってご

ざいます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 本町の自殺者数は何人くらいか。年々ふえているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 町における自殺者数でございますが、平成18年で6名、19年で9名、平成20年で10名というふうになっております。県全体の自殺者数を見ますと、平成18年が603人、平成19年が611名、平成20年が649人というふうになっております。町、県ともに年々増加の傾向というふうになってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 国もことしから自殺対策を強化しておりますが、本町としても本年度どのような取り組み、対策を考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 平成22年度につきましては、特に県の自殺対策緊急強化事業補助を受けてやっております。町民一人一人が自殺予防のために行動できるようにするなどの自殺防止関連のリーフレット、これを全戸に配布して普及啓発を行ってございます。

また、9月25日に秋田大学の教授を迎えて「心の健康づくり講演会」、いわゆる自殺予防に関する講演会、これを開催する予定であります。なお、講演会ときには町保健師による心の健康相談会、これなども実施しながら、今後も町のお知らせ版とかホームページ等々を利用しながら対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 神奈川県茅ヶ崎市では今回新しく取り入れたということで、児童虐待防止の効果発揮ということで、米国で開発された保護者向けの訓練でC S P講座、コモンセンスペアレンティングという講座がありますけれども、これは町では取り入れているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。町ではそのような講座は今のところは開いてございません。大変申しわけないんですけれども、そのC S P講座と今ご質問の中にあつたんですが、その内容につきましてもまだちょっと十分な把握をしていないのが現状でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 児童虐待に関する相談が、まず親が暴言を使わない、そして子育て技術を習得しようということでの講座なんですけれども、この講座に関するあれはかなり反響があるということで、今までの講座の講習がかなり4倍にも、講座が受けたということで、しつけに関する親の負担軽減とあと児童虐待の予防を目的に始めたもので、昨年試行期間を経てことしの5月からこちら神奈川の茅ヶ崎市では始めたそうです。そして4月からスタートして、子供の親、3歳から12歳の子供を持つ保護者を対象に講座を行った結果、その結果、子供が、これまで親がきつく言っていたのがきつく言わなくなったとか、あと感情でしかる回数が減ったという効果があったそうです。そして中には、参加した親がご飯を食べないと子供を叩いてしまう、そして悩んでいたという母親が、この講座を受けた結果手を上げないように変わったという感想も言われております。そういう意味でもすごく画期的でよいということで、ここは今度全保育所で開講する計画も使われたということで新聞に載っておりますので、ぜひ、この講座がすばらしい講座だと思いますので、柴田町でももし受けるようなふうの手配はできないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 大変ありがとうございます。今の議員さんからのご質問の中にありました神奈川県茅ヶ崎市だったのでしょうか、今取り上げているCSP講座につきまして、なお柴田町も内容を調査させていただきまして、実施できるものについては取り組んでいきたいなど。町では、保育所または児童館、子育て支援センターで任意の子育てサークルの皆様の活動の中では、やはりしつけと児童虐待というのは非常に取り違える面が多いということもありまして、そういうケースについてのお話し合いとかそういう広報には努めておりますが、なお、ただいまの講座につきましても調査の上、検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） ぜひ調査していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと高齢者の方で、大分県の方では、朝、玄関に黄色い旗、ひとり暮らしの世帯がかなり多いということで、高齢者がここ45%に上るということで、まず目で一人一人会っていかうことで玄関先に黄色い旗を置いておいて、そしてそれがなかったときには行政とか民生委員さんが一戸一戸訪問してお話をすることが載っておりました。本当に今現在、先ほどありましたように地域での交流が大切になってくると思うんですけれども、その間に民生委員さ



ん、あと見守り隊の方が十分なってくると思うんですけども、ここはそういうふうに進んでいった、高齢者の見守りの方もそういうふうに進んだということで、子どもの見守りだけじゃなくて、お互いに見守りした結果高齢者同士の交流の会話にもつながったというふうに載っております。そういう意味でもぜひ、柴田町でも見守り隊も結構おりますけれども、そういう意味でこういうふうに、ちょうど東船岡小学校の前に見守り隊が五、六人いて、子供たちが帰った後もその見守り隊同士がみんなでお話ししている姿を見ると、ああいう地域での交流というのが大事だと思いますけれども、そういう見守り隊同士のそういうふうに言葉というか、いろいろな地域でのいい知らせとか、そういう話し合いというのは出ていないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 具体的には私の方にはまだ聞こえてきておりません。ただし、各地域において各行政区の単位の中でいろいろ特色ある取り組みをされているというような情報は地域包括支援センター、あと民生委員さん等からは聞こえてはおります。ただ、それは独自の取り組みということで、それも継続的に昔からやっている流れの中でやっているというようなことですから、それほど大っぴらにというか公開まではしていないというふうに認識しておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） やっぱりこれからは高齢者もふえるということで、ひとり世帯もかなりふえるということで、そういうふうに一人一人、隣近所の昔で言うと井戸端会議というのがすごく大事になってくると思いますので、ぜひそういうふうに進んでいってほしいと思います。

また、あと今回自殺とか、あと個人的な問題としてのみとらえるべきじゃなくて、背景にはうつなどの健康問題や、あと生活苦、多重債務とか、失業、いじめ問題などさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的に行政とか医療関係、また学校、民間団体などあらゆる機関が地域の実情に即して対策が必要であると思いますので、本当に私たち一人一人が自殺を考えている人のサインにいち早く気づいて、精神的、専門的に指導を受けながら関係者が連携して見守っていくことが大切だと思いますので、今後ともぜひ啓蒙啓発活動に力を入れていってほしいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて8番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時10分、再開します。

午前10時57分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

[9番 水戸義裕君 登壇]

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。

**住民自治によるまちづくり基本条例の今後の展開は。**

本町では住民自治によるまちづくり基本条例が昨年の12月定例会で可決され、本年4月1日から施行されました。住民、各種団体、事業者、議会等と行政が担い手となり、参加と協働の推進にとってその大きな柱である基本理念やそれぞれの役割を理解し、相互に協力して取り組むことでまちづくりをしていこうというものです。

我が国のまちづくりの仕組みは行政主導型から住民参加・参画型へと変わりつつあり、行政がすべてを担える時代から、自分たちにできることは自分たちで、参加と協働のまちづくりを推進していかなければならないとのことから、全国的に住民自治基本条例、まちづくり基本条例など名称はさまざまですが、制定されるようになりました。

しかし、この条例はつくって終わりではありません。つくってからがスタートであり、理解してもらわなくては意味もありません。今はまだ目的共有の期間にあるかと考えますが、6月にはまちづくり条例審議会委員も募集されました。7月には説明会が開始され着々と進行されています。

そこで、施行後のまちづくり基本条例に対する町民の反応についてお聞きします。

1) 協働の活発へ向けてであります。町民に「協働」が正確に理解されているか。町民と行政との共通認識というが、協働の認識についてお聞きします。

2) 現在どのような分野で協働が行われているか。そしてどのように進んでいるか。今後どのような分野での協働が考えられているのでしょうか。

3) 活動をより活発化するための施策、より多くの町民の方が参加・協働できるような仕組みづくり、継続して活動していくための土壌づくりなどやる気になってもらうことが重要だと思いますが、考えをお聞きします。

4) 周知することが一番大切だと思いますが、町民説明会は実施されていますが、どれぐらいの方が出席され、反応はどうか。さらに、この制度を活性化させるために今後どのような方策を考えているのかお聞きします。

5) 2月には「ゆる.ぷら」がオープンしました。評価はどうか。ここはいろいろな情報の……、すみません、ここは「着信」ではなく「発受信」ということで、いろいろな情報の発受信の窓口になるということになりやすいと思いますが、それでわかりやすいということから、まちづくり基本条例のキャッチコピーとかそういうものをつくったらどうかと思いますが、考えをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、大綱1点ございました。住民自治によるまちづくり基本条例関係でございます。

1点目、住民自治によるまちづくり基本条例において協働は、「住民、事業者、地域コミュニティ、住民活動団体、議会及び行政機関が、効果的に課題を解決したり、よりよい地域またはまちを創造するため、お互いに足りないところを補い、それぞれの特徴を生かし、協力することをいいます」と定義されています。

町民の方の協働への現状認識については、これまでの基本条例の説明会において、「協働は大切な考え方であり進めてほしい」というような意見が出された一方、「行政の負担を軽くするために行うのか」、「協働の名目で行政の仕事を住民に押しつけるのではないか」というような意見を出される方もおり、町民がみずからの責任において判断し、行政運営に参加・参画し協働によるまちづくりの必要性は十分感じているものの、協働に対する町民の理解が十分に深まっていると言える状況までには至っていないと思います。

より多くの町民に協働を理解してもらい参加してもらうためには、一方的な情報提供に終わらないように努め、いろいろな機会をとらえ町民の方に周知するとともに、広報紙やホームページを活用して協働についての理解を深めるためのシリーズを組んだり、町内における具体的な協働の取り組み事例について周知してまいります。

2点目、これまでも地区のごみ集積所の管理、公園愛護活動、道路清掃、敬老会の実施、41行政区での自主防災組織の設置など、環境、福祉、防災を初めとしてさまざまな分野で実践されております。また、春の恒例事業となりました「おもてなし大作戦」は事業者等も含め町内の多くの方の参加をいただいております。さらに本年度は、住民と町との協働によるオ

オープンガーデンの実施や、町民有志がみずからの力で「柴田さくらマラソン大会」の復活へ向けた取り組みが実施されるなど、基本条例を施行以来、加速度的に進んでいると感じております。

協働は、地域の課題、町民と行政の関係、社会環境などによって取り組みも多様となり、その内容も特に決まったパターンはありません。今後さらにさまざまな協働の取り組みがふえてくると考えられます。

3点目、住民自治によるまちづくり基本条例では、住民を「まちづくりの主演」と規定し、参加・協働を「まちづくりの基本」としています。より多くの方が参加・協働できる仕組みづくり、継続して活動していく土壌づくりを進めるということは、まさに基本条例の本旨であると考えております。

より多くの町民の方に参加いただくためには、行政みずからが日常的に地域課題を把握する機能を充実させるだけでなく、地域課題の解決に向けた町民や事業者からの提案について、必要に応じて行政内部で検討し実現に向けて取り組む仕組みづくりが必要と考えております。

具体的に、参加と協働を推進するものの代表的なものとしては、地域の将来像を定める「地域計画」の策定や中間支援的な機能を持つ「まちづくり推進センター」を設置し、町民がまちづくりに関して提案できる「まちづくり提案制度」を基本条例に基づき整備してまいります。

4点目、町民説明会は昨年2月から単位行政区を基本に実施しており、これまで24回、1,079名のご参加をいただきました。説明会では、「基本条例ができて何が変わるのか」、「具体的に町民や地域は何をしなければならないのか」といった条例制定の趣旨や目的について質問される方が多くおりました。また、基本条例の根幹である「協働」をどんどん進めてほしいといった実践に期待する意見もありました。

この基本条例をまちづくりのルールとして多くの町民の方に知っていただくことが重要だと考えております。

協働を進める上では、町民が自立し、「自分たちのまちは、自分たちがつくる」という自覚と責任を持つことが大切であり、今後ますます多様化する地域課題や社会的課題を解決するためには、立場の異なる主体が協働して、お互いの得意な力を発揮し、相乗効果を上げていくことが重要でございます。そのために広報紙やホームページを活用して基本条例への理解を深めていただけるよう努めるとともに、「まちづくり推進センター」、「まちづくり提案

制度」など協働を促進するための環境整備を進め、活性化につなげていきたいと考えております。

5点目、「ゆる.ぷら」の評価でございますが、しばたまち交流プラザ「ゆる.ぷら」はことし2月21日にオープンし、約半年経過いたしました。これまで延べで約7,200人の方にご来場をいただいております。会議や研修などに利用できる多目的スペースは町内で各種活動がされている方から好評をいただいております。また、サークル活動の紹介や作品の発表展示など、「ゆる.ぷら」での活動を通じ、住民相互の交流が図られるよう事業を進めております。

基本条例にキャッチコピーなどをつくったらどうかについてですが、これまでも町では「住民自治によるまちづくり基本条例」として町民に説明してきており、これからまた新たに愛称をつけることは町民に混乱が生じるのではないかと現在考えておりますが、今後を検討させていただきたいと思っております。

なお、キャッチコピーの活用については、例えば「まちづくり推進センター」や「まちづくり提案制度」などで活用することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君、再質問ございますか。どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 1問目の「協働」という言葉もほぼ理解されていると。説明会には1,000人ですか、約1,100の方が出席していただいたということで、一つには、「行政が逃げるのか」というふうな、勘違いというよりもわからないことから出てくる質問だとは思いますが、「我々に任せて行政は逃げるのか」といったような質問もあったように聞きました。そういう意味では当然これからもどんどんPRしていかなければいけないということでは、当然参加と協働というふうにうたっていますので、参加と協働についても、それぞれどうして必要かということで、背景とか必要性についての説明会というのは、いわゆる住民、条例の中身だけではなくて、これがなぜ必要なのかといったことの説明会をするといったようなことは考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 説明会に行ってその中でもあったんですけども、「条例がわからない」それから「なぜこの条例が必要なんだ」というようなところが出ました。その背景については、行政から話せば少子高齢化とか人口減少の中でいろいろ考えられるわけなんですけれども、これから進めるものとして住民自治という考え方がありますね。そう

いう中で新たな住民自治を進めるための住民参加の新たな手法とか住民自治の可能性、自分たちの地域は自分たちで考え行動するというような、そういうことを進めていかなければいけない背景があります。それから、よく言われる自治体財政の危機といいますか、こういう先ほど言った時代の中で、そしてもう一つは新たな公共ということで、そういうことから新たな公共を進めていくというようなところがあります。ちょっと長くなりましたけれども、その必要性について説明するというよりも、今回説明会を通して感じたのは、まず一つには、条例で掲げているまちづくり推進センター、提案制度、そういうものを早くスタートさせて、そしてそういう実践の中で、この条例がなぜ住民主役で協働で住民参加をお願いするのか。お願いするというよりも、主役ですから自分たちでやっていかなければいけないのかというところを実践の中で見せたところでやっていかなければいけないのではないかとこのように考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういうことで、スタートラインについたということではやることはいっぱいあるということだと思います。

それで、まちづくりは住民が主役ということなんですが、そして今説明会が実施されているんですが、一つお聞きしたいのは、庁舎内、つまり職員の方、住民が「それはわかります。じゃやりましょう」ということになっても、例えば職員の方に理解されていないということになると町民だけが空回りするということになるんじゃないかと思います。そういう意味では、住民に対しての説明会と同様に職員への説明会といったものも必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） そのとおり考えております。その説明会をいつの時点でやるのかということなんですけれども、まず第一点目は、これまでのまちづくり基本条例の制定までの経過の中で職員は知っています。それから庁議の中でも条例が制定した内容は報告してありますし、それを見られる状況にもなっております。まずそれが第一弾として、職員はそれを読めばある程度のことは大体理解できると思います。

ただ、もっと理解しなくてははいけませんし、行政の業務の中で、住民の方がいらっしゃったときに各課でもそういう対応の中でまちづくりを進めていかなければならないと思いますので、担当課としては、まちづくりの協働の指針をつくって、それができて職員の説明会をしたい。その指針は、実は提案制度とか、それからまちづくり推進センターの内容が決ま

らないと完成しないと。あともう一つ大きなのは、地区計画を地域で今度つくっていただくように推進していますけれども、その中で職員が地区担当制をもってそちらに入るといふことの方向性も決めないといけないので、正直言いますと、先ほど言ったまちづくり推進センターの条例、提案制度、そして地域計画の取り組みのその方針が決まって、それを含めて指針ができてからの具体的な職員の説明会に入りたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。4月に施行されて、今9月ですから5カ月ですか、それと、これからやることでは今言った提案制度やら推進センター、それから住民投票制度といったようなまだ手つかずというか、まだこれからやることもあるということで、余りいろいろ聞いてもどうなのかなというふうには思いますが、現時点でお聞きしたいと思います。

それで、いわゆる職員と住民にもそうなんです、例えば南アルプス市というところでは「職員のための協働のまちづくりガイドブック」というものを、8ページというのを作成して職員への意識改革と醸成を図っているとか、それから、これはどこということではないんですが、リーフレットですね、これをつくって作成配布などをしているということです。これについては、今後どのように考えているかどうかをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 職員のためのガイドブック、リーフレット、町民向けのというところで、町の方でも指針ができたならすぐにそのリーフレットづくりをしてそういう啓発活動に入っていきたいと思っています。それから職員のガイドブックについては、その指針そのものでそれが職員のためのガイドブックになるのではないかとということで、指針で対応していきたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 説明会が24回の1,079人というのと、平均40人か45人ぐらいですか。24回ということはまだ終わらない地区もあるということですよね。例えば地区ごとにやるとしても、41カ所ですか。そういう意味ではまだ終わらないところもあると思うんですが、その説明会の参加者は決して多くはないだろうというふうに思います。これはやっぱり知ってもらわなくてはということでは、40人か45人規模、さらにもっと拡大するためにはやっぱりどのようにこれから、まだ終わっていない地区へ当然お知らせ版とかホームページとかということではお知らせしているということだったんですが、さらに説明会の参加者をふやすということでは何か今考えていることがあるかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 20回で約1,700人くらいということで、今現在そういうところなんですけれども、行政区で言いますと、41行政区ありまして、32行政区が終わっています。残り9行政区。一緒に合同で説明会をしたところもありますので、そういう形で、9行政区は年内中にはできれば回っていききたいということです。

さらにという部分では、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、多分もう一度回っても行政区で出られる方は主に地区の役員さんといえますか、自治会の役員さん、町内会の役員さんだと思います。ですからこの部分は切りかえて、先ほども言いましたけれども、周知活動をまず当面していかなければいけないというのは、広報とか、実践活動を紹介したりとか、そういう方の形で、例えば8月から広報しただけでちょっとだけなんですけれども、半ページくらい、まちづくり基本条例に関する情報を来年の3月までの予定なんですけれども載せていく予定です。ですから、そういう積み重ねをしていきたいと。あとはもう一つ、どこかの時点で、中学校区単位とか何かイベントと一緒にやれるようなことでないと単に説明会では集まらないというふうな認識がありますので、何かのイベントと絡んでとか、そういう時点でそういうPRをしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ここに一つのデータがあります。これはちょっと時期は定かじゃないですけれども鳥取市で行ったということで、これで、「協働」という言葉についての質問で、ここでは「よく知っている」が13.6%、「聞いたことがある」というのは28.9%、「知らない」が33.5%ということで、「知らない」、「余り知らない」が56%ということだったと。そして鳥取市では20年3月に制定されて10月から施行されたんですが、このことについて、「よく知っている」、「少し知っている」が24.7%、「知らない」が70.7%と。つまり知らない人が圧倒的に多かったんですね。これ施行されても。それから条例の内容については、やはり「少し知っている」、「余り知らない」でもう8割の人たちなんです。職員に対しての期待ということの質問では、「常に協働の視点を持って職務に当たり、地域に根づいた活動をする」というのが31%、それから「地域コミュニティを支え、活性化するために世話役として主体的にかかわること」というのが23.9%ということで、職員への期待もかなりあるんだなというふうに思いました。今後地域や町内会で活動したいかという問いには、「している」という人が27.6%で、「機会があればしたい」という人が42.6%、「したくない」という人もやっぱりいまして21.9%ということです。



そういう意味では、今のようなデータから見ると周知すること自体がもう大変なことなんだなど。町民も職員も意識を変えていかないと、つくって絵にかいたもちというふうになる可能性もあるということでは、今後残りの部分に着手し完全な形になった時点でやっていくことも非常に大事だし、大変だなというふうに思います。これは議会も当然かかわっていますので、町がやるだけということではなくて我々議員としてもかかわっていくことは当然だと思いますが、以上のようなことで、周知に今後も頑張っていたきたいと思います。

それで、住民自治基本条例をつくったというのは結構な自治体であるんですが、これに合わせるというか、いわゆる参加と協働を促進するために、活発化させるために協働のまちづくり推進方針とか参加の推進に関する条例とか、そういったような、例えば東京都の狛江市でも、条例の精神と情報を実効性のあるものとするため行動計画として明らかにする「市民参加と市民協働の推進指針」の策定とか、ルールを明確にする「参加協働マニュアル」というものをつくっています。そういう意味では、それから「市民協働課」といった課も設置している自治体もあるようです。町としては、こういうことについて、いわゆるこの条例だけで終わるのか、周りのそれを埋めるためにとか、そういった指針やらルールやらをつくるということを今後考えているかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 先ほど協働の指針というものをつくりたいということで、参加を進めるためのいろいろなそういう指針ですか、それから市民協働のものについては、特につくらないで考えています。というのは、やっぱり実践をしてでないとしてもそれを住民の方が見てくれないと。そして、町でつくればこれは町の行政の押しつけになって、本来の趣旨である「住民が主役である」という部分がますます遠のいてしまうと。ですから、行政はここを気をつけなければいけないと思っているのは、行政が入り過ぎてはいけないと。ただ、入り過ぎない仕組みづくりは考えていかなければいけないんですけれども、そういう形で考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。確かにどこまで手をかけて、どこで、突き放すというんじゃないけれども、どこで主役の方たちに動くようにできるかといったところが難しいのかなど。これが醸成されてこないと、条例はできたけれどもということになるので、そういった意味ではなかなか難しいんじゃないかと思いますね。つくるということもそうだし、ちょっと状況を、住民のまちづくりを見ていくということは難しいかなというように思いますけれ

ども、その辺はタイミングを見て、住民の方から、いや、これじゃだめだから何かそういうのをつくって、さっき言ったような、課は別にしても、そういったルールとか何かマニュアルみたいなのをつくってくれということになってくれば、それはそれで成長過程のことではいいんだろうなというふうに思いますけれども。

それで周知ということですが、これが完全にはいっていないと、作成が終わっていないということで、この条例、町の最高規範というか最上位に位置するということでは、完全に終わっていないという段階で申しわけないんですが、完全にできてからでもいいんですけれども、例えば施行記念の講演会とか施行記念のフォーラムとか、そういったものを検討したことがあるということですね。つまりPRするには、そういった町でどかんと大きく、個々に、地域ごとにやるのではなくて、町としてそういったことをやるようなことを検討しているかどうかをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 来年の4月になりますと1周年記念という節目がやってまいります。今のところ実は考えていないんですけれども、その時期にできればまちづくり推進センターをオープンしたいと。ですから、そこに住民の主権はその推進センターにあるという雰囲気、そういうオープニングのときに何かそういう記念事業につながればいいのかなと。それですから、やっぱり一番の目的は4月につながるようにまず推進センターをつくって、オープンときに記念事業とか、もしくは分散して記念の日といいますか、1日はなかなか施行難しいと思うので、例えば4月のからまりに何かの講演会を開くとかそういうことは考えられると思いますので、これについては今から検討させていただきたいテーマと考えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。いわゆる本当にまちづくりの主役が住民ということで、何回も言うようなんですけれども、行政がどこまでタッチするという難しいところがある。例えば自主防災組織についてですが、よく言われるのが、自主防災、自主防災。いわゆる自主だからということで、町が全然やってくれないということではないんですが、どこまで、いわゆる公助の分ですね、町が手助けしてくれるところがあるのかといったようなことをよく言われます。言う、あくまでも自主防災ですからと言われるんだということでは、今やって、これもあくまでも住民が主役ということで、町が余り手をかけると上からのというトップダウン方式みたいなことじゃなくてボトムアップという形にしていきたいということだ

ろうと思うんですけれども、それで、条文の中に情報の提供、共有というふうにあるんですが、提供と共有はやはり推進センターでやっていくということでもいいんですよね。ということで、ちょっとお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） これまでは、一つには、条例ができたということの情報を共有をするために説明会をしてきたわけですね。次の段階はやっぱり推進センターがというところを考えています。ただ、それだけではだめなので、やっぱり足したような周知といいますか、情報共有のシステムをつくっていかなければならないのではないかと。ホームページに例えば参加と協働のまちづくりのところで常にそういう動きを出していくとか、例えば協働の実践事例があればそういうのを常に出していくとか、そういうのを形づくっていかなければならないんでないかなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（水戸義裕君） それから、ちょっと外れている感じもしないでもないんですけれども、いわゆる協働して何か形づくられてくるというか、そういうときに、この条例には支援する仕組みをつくるということなんですが、町だけじゃなくて住民だけの協働ということも当然あると思うんですが、そういったときには費用が発生するということからすると、支援する仕組みというのは助成しますということにとらえていいのかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） さまざまな協働の中でやっぱり資金というのが大切になってくると思うんですけれども、いろいろな協働があると先ほど申し上げました。住民と住民との協働も、それもあると思います。そうした中で、そういう資金は提案制度で出しているだけまして、提案制度には二つ考えてあるんですけれども、アイデア提案と実践提案ということで、実践事業のですね。そうしたときに、実践事業のときに資金が必ず絡みますね。今その要綱づくりをしているんですけれども、そこでどこまで町の方も支援できるかというのは、実はそこが難しく、そこを協議しているんですけれども、そういうようなことでは資金の支援はしていくという基本的な考え方はあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。これはやっぱり大事なことというか、そういう協働を実践するということは大事なんですけれども、当然財政的な支援というのも大事だと。

それから、条文の中で公益活動団体というのが出てきますね。公益的活動を行うことを目的

とする住民活動団体及び事業者を公益的活動団体と。これを組織するために環境づくりに努めるというところで、この団体というのはちょっと具体的にどういうことかということと、公益ということはどこ公益になるのかということをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 広域の活動団体というのは、特にこれとこれと決めているわけではなくて、そういうところと交流をしながら町の協働のまちづくりを進めていきたいと思いますということがあるわけです。例えば環境については、確かに町のことだけで……、例えば環境問題については町の中でいろいろな実践があると思うんですけども、こういうのも広域でやった場合効果が上がるというふうにあると思います。それから、例えば協働のまちづくりでは、その交流という意味では、例えばことし北上市と交流していますけれども、そこに交流バスを30周年の関係で走らせるということ、議員さんご参加いただいて話を聞いたと思うんですけども、ああいう中で、柴田町のある地域コミュニティと北上市の地域コミュニティがお互いに交流して、その交流バスでもって、お互いに切磋琢磨した地域づくりに励むということも考えられると思いますので、そこはちょっと広くとらえていいのではないかなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。公益ですね。公の益ですね。

○9番（水戸義裕君） だから、公益というのはどこのものになるかという……。広域じゃないですよ。公益。発音悪かったかな。

○議長（我妻弘国君） 発音ね。いや、私は今、広域と実は話したんですね。どうもそこら辺でもうちょっと迷ったようなので。

再度、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 公益ですね。すみませんでした。ということで、一般的には中間組織ということで、NPOとかそういう団体ですね。というふうに考えています。公益、今、柴田町では特に「ゆるりん」ですとか、そういう地域課題もって子育て支援を応援している「ゆるりん」ですとか、そういうNPOがあると思います。そのほかにもNPOたくさんありますけれども、例えば介護関係で特定の目的でもって支援していくというところも入るかもしれませんが、どちらかという、まちづくりという意味では代表的なものは「ゆるりん」というNPOが、趣旨からしてそういうところがあるんじゃないかなというふうに考えています。

○9番（水戸義裕君） それで、その公益はどこ公益……。いわゆる団体なのか、地域とか

と、そういうふうな公益ということになるんですかという質問です。

○議長（我妻弘国君） 水戸さん、いろいろいっぱいあるんだと思いますけれども、とりあえずここで休憩しまして、1時から再開いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番水戸義裕君の質問を続けます。

答弁をお願いします。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 先ほどは大変申しわけございませんでした。広域と公益を間違っていました。

それで、公益的活動団体ということでの説明をさせていただきます。条例の中に、第29条に、協働を促進する環境づくり。その第2項に「町長は、協働を促進するため、公益的活動を行うことを目的とする住民活動団体及び事業者の自発性及び自立性を尊重し、次のことを促進されるよう環境づくりに努めるものとします」というのがありまして、そこでその団体とはということなんですけれども、一つは、住民活動団体ということで、一般的にボランティア団体とか、公益的活動を目的にすれば例えば見守り隊ですとか、わかりやすいところと言えばそういうボランティア団体だということ、事業者という方は、NPO法人のことを指して、それらを公益的活動団体等ということ、そちらの方で考えています。

その環境づくりについては、言葉を変えれば、町の支援ということでは、そこに1号、2号、3号あるんですけれども、新たに組織が組織されることということの環境づくりを支援に努めるということでは、例えばの例で申し上げますと、例えば柴田さくらマラソン実行委員会が立ち上がって一つのボランティア団体になりまして、さらにもっと活動を進めていただければと思うのは、例えばNPO法人になりましてまちづくりのNPOですとか、もしくはその以前のいろいろなボランティア活動団体からもう少し形あるものということもあると思うんですが、そういう組織化のことです。それから、2号には自立した運営ということで、これはいろいろな資金面とかそういうこともいろいろ大変だと思うんですけれども、自分たちで自立していくというところを支援すると。そして3号には、活発に活動することということの環境づくりでは、資金、人、それからノウハウがありますね。運営のノウハウと

かということで、そういう情報などを提供しながら環境づくり、支援をしていくというようなことで考えています。また、これらのことについては、将来的にはまちづくり推進センターの方でこの辺を協力的に進めていくような考え方にしています。

またちょっと条例のPRになるかもしれませんが、先ほど私が話した広域的な部分では、第9条に町外との交流及び連携によるまちづくりというのがありまして、町外にもたくさんノウハウを持った活動団体がありますので、そちらの方と交流、連携しながら、さらに柴田町の活動団体をもっとよくなることの努力もしていきますということで条例には載っていますので、そういうところもあわせて進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 下向いていると「え」が「い」になるのかもしれないので、余り下見ないようにして聞きます。

それで、今説明は、ここに条例がありますので、そして、これは私が感じたことなんです、この条例を読んでも地域とかという言葉がよく出てくるということで、いわゆる二十未満とか若い世代、二十未満は当然若いんですけども、こういった子供たちの例えば協働なりこういうことが出てきたときにも当然それは支援すると、いわゆる普通の扱い方とか、参加と協働という意味では普通の扱い方をすることなんですよね、ということなんです。どうしても地域とかと言うと、どうしても高齢者とか、我々年代とかというふうなイメージがあるもので、二十未満の子供たちのそういった協働活動とか参加とかというのに対しての活動支援とか、そういったことは考えられているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） このまちづくり基本条例は、住民というのはもちろん全町民ということでとらえています。それで二十未満ということも当然このまちづくりに参加していただくと。例えば地域でいいますと、いろいろな活動ありますけれども、子供会の活動があつて、育成会の活動があつて、自治会の役員さんの活動がありますね。そういう段階を経たステージの中で子供から大人までという言い方になるのでしょうか、そういう協働のまちづくりをしていくと。ですから、例えば子供会の中では公園の何か花いっぱい運動ですとか環境の資源回収とか、ああいうのもそういう公益的な運動の参加というふうに考えてよろしいんじゃないかなと思っています。

また、心配なことでは、実は今町がいろいろ説明会とかそういうところでしているのは60以上の自治会の役員さんとかが多いんですね。失礼ですけれども、あと10年も過ぎるとまた自治会とか地域の形態が変わってきて次の年代になってくると。そういう面では、今まで説明していった推進というんですか、普及推進みたいなところはもっと次の育成会の世代にもしなくてはいけないしというところでは、いろいろそういう推進もこれからしていかないとまた10年後違ってきますので、そういうところもとらえて進めていきたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。当然人間は年をとってくるということで変わっていくと。そういう意味では住民もそうですけれども、職員でもやっぱり定年になって退職する、新しい人が入ってくるということでは、職員の中でもいわゆる変更が出て、そのときに、え、これ何というふうなことにならないようにということであるというふうに思います。

この条例というのはこれまで親とか地域の大人たちがやってきた、あるいは時代によって形が変わってきても続けてきたことを明文化されたものだろうというふうにとらえているんですが、そういうことではこれがまちづくりや地域づくりがしやすくなるだろうと、ある意味指標になるということでは。そういったことでしっかり根づいていくようにしないとただのはやりに乗ったというふうなことになると。先日の議会懇談会等でも町のパフォーマンスという言葉が出ました。そういうふうにならないようにこれからさらに活性化に向けてやっていかななくてはならないだろうというふうに思います。

そういう意味で、最後に町長の決意というか、改めてというか、3期目に当たってこころ辺のことをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 協働、いろいろな協働の考え方があるんですね。今までの参加と協働と言った場合は、役所の運営に対する参加ということですね。それについては制度がどんどん整備されてきたと思います。それから一步踏まえて、今度は役所と住民とでの協働も少しずつ進んできました。それだけではなくて、公の事業に対し町民自身が自主的にやり始めてきているということもまたございます。例えばフリースクールとかとっておきの広場と、本来役所がやらなければならないこと、それなんかも住民がやってきておりますし、ゆるりんさんはNPO法人とっておりますが、子育ての一時保育ですね。そういうこともやってきて、本来は行政がやらなければならない公の事業ですね。ですから、どんどん柴田町はそういう

面では協働の考え方が広まってきていると。ですから、住民自治によるまちづくり基本条例、これの普及というのもこれは当然必要だと思いますが、それも大切なんです、そこに込められた思想、考え方を広めていく。そのためにはうちの課長が言ったように、実践活動を通じて広めていくしかないのかなというふうに考えております。我々も憲法を中身全部町長も暗記しているわけでありませぬ。ただ、その憲法に込められた平和とか安全とかそういうものがみな体験としてわかっています。それが六十何年間の積み重ねなんですね。ですから住民自治基本条例も、そういう思想、考え方を職員も持っていかなければいけないというふうに思っているし、住民も持っていかなければいけない。そのときには、一番は、これまでの役所、お上意識を捨てたり、お上に頼ったりする、そういうことを解決していくのが私は本当の意味での協働だというふうに考えております。

そういった意味で我々職員も自己改革をしなければいけない。住民も自己改革をしていかなければいけない。今のままで単に一緒に汗を流す、これは協働、確かに協働の一つなんです、それでは本当の協働ではないと。役所の職員も変わる、住民も変わる、そしてみんなでいい町をつくっていくと。その基本となるのが住民自治によるまちづくり基本条例だというふうに考えております。

職員には、とにかく机の上でやる仕事も大切なんだけれども、もっと前に出なさいと、いろいろな政策提案しなさいと、もうちょっとプロデュース力をつけなさいと、そういうふうに職員と一緒に頑張っているところでございます。そういった意味で職員も我々も住民も変わらなければならないということで、柴田町は少しずつ変わってきているというふうに私はとらえておりますので、これをさらに進化させていきたいというふうに思っております。

○9番（水戸義裕君） ありがとうございます。

○議長（我妻弘国君） これにて9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、13番佐藤輝雄君、直ちに質問席において質問してください。

〔13番 佐藤輝雄君 登壇〕

○13番（佐藤輝雄君） 13番佐藤輝雄です。

1. スポーツ都市宣言柴田町、今後スポーツの隆盛は考えられるか。

1) 現在のしばたスポーツプラン21の誕生は、平成7年の柴田町民のスポーツに関するアンケート調査をもとに、平成9年3月、町スポーツ振興審議会が柴田町生涯スポーツ基本構想の策定についての答申を行いました。その答申を受けた柴田町生涯スポーツ振興計画策定専門委員会によって、平成12年から3年をかけ、しばたスポーツプラン21が策定されたも



のなのです。基本は、体を動かすという人間本来の本能にこたえとともに地域に根ざしたスポーツの振興ということだと理解しております。この間、昭和57年、柴田町スポーツ振興基金の設立、平成11年、柴田町スポーツ都市宣言の制定、そして、すみませんがここから二つほど年数が変わります。すみません。昭和「62年」を「61年」と直してください。昭和61年、柴田高校、それから昭和42年に、「5年」を「42年」に直してほしいと思います。昭和42年、仙台大学両スポーツ学校の誘致。まさに前町長のスポーツの政策と具現化には驚嘆を惜しみません。

それに引きかえ、現在の柴田町のスポーツ行政は手を抜いている実態が随所に見受けられます。プランの期間は、目標年は、前期・平成14年から17年度、中期・平成18年度から21年度、後期・平成22年から25年度。当然進捗状況の把握に努めるとともに、平成18年度と平成22年度には見直しを行うとしております。

そこでお伺いをいたします。

- ①スポーツ担当課の設置をうたいながら、できない理由は。
  - ②スポーツ推進サミットの設置をうたいながら、できない理由は。
  - ③スポーツ施設へ専門職員の配置ができない理由は。
  - ④柴田町生涯スポーツ推進協議会はどこにあり、どんなことをしているのか。
  - ⑤小学校ごとの総合型地域スポーツクラブの進捗状況は。
  - ⑥スポーツNPO認証支援の進捗状況は。
  - ⑦できているのか、仙台大学支援のしばたスポーツ大学の開設。
  - ⑧どうなっている、柴田スポーツスタッフバンクの設立。
  - ⑨スポーツ情報関連では情報誌の発刊、ホームページの開設は。
  - ⑩生涯教育総合運動場整備計画基本構想と基本設計作成は中期・21年で完了済みなはずだが、どうなっていますか。
  - ⑪開放型学校体育館条件整備（シャワールーム・ミーティングルーム）は。
  - ⑫柴田町農村環境改善センター利用のスポーツ拠点づくり。
  - ⑬プレイグラウンドの整備として、ジョギング・ウォーキング・ハイキングのコース整備や、街灯・時間距離の標識板・河川敷や旧山間地利用の進捗状況は。
  - ⑭小中学校体育・スポーツ活動の充実と、生涯スポーツ担当部局の導入は。
- 2) 町の体育行政全般からお伺いいたします。
- ①スポーツ振興基金の使い方は正しいと言えるのか。

- ②柴田町民体育館の今後（建てかえかリフォームか）は早急に町民に提示すべき。
- ③町のさくらマラソン援助の条件と援助の内訳は。
- ④スポーツ指導員の指導はどうか。各区に体育推進員を再び創設は。
- ⑤スポーツの町として職員が少な過ぎると思うが、どうか。

## 2. アウトソーシングの前に住民の声を聞くべき。

今、第5次柴田町総合計画が策定中であります。その進み方は住民との協働による計画づくりであり、異論はありません。しかし、地域公共交通活性化事業（デマンド）、交流拠点再生計画（太陽の村）、花咲山基本構想（館山）などの策定委託ではどの場面で住民の声が聞かれるのでしょうか。町長や役場職員や専門家の目線での政策は、施設建設では常識を大きく外れた事実は過去の例ではっきりしています。

そこで伺います。

- 1) 目的、使用金額が出ているのにどんな構想策定が必要なのか。
- 2) 基本構想に変更あるときは新たな状況判断と新たな構想を議会に提案すべきと思うがどうですか。（町営住宅政策・スポーツ政策）
- 3) 人員削減のアウトソーシングか、職員減少のためにアウトソーシングになったのか。
- 4) 広報しばた586号記載のマニフェストの説明をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1番目、教育長。2問目、町長。

〔教育長 阿部次男君 登壇〕

○教育長（阿部次男君） スポーツ都市宣言柴田町、今後スポーツの隆盛は考えられるかについてお答えします。

本町スポーツ行政の根底にありますスポーツ都市宣言は、町民がスポーツを愛し、健康で楽しい家庭と明るく住みよい豊かな安らぎのある町づくりを目標に掲げたものであり、スポーツプラン21はそれを具現化すべく細目について方向性を示したプランであると承知しております。スポーツプラン21は平成9年3月の柴田町スポーツ振興審議会の答申を受けて作成したものであり、21世紀前期を見通した柴田町生涯スポーツの振興策をうたった基本構想でありました。

計画の期間、目標年として12年間の計画であり、中期から後期に入る時期に見直しというふうになっているものですが、一つに、計画が壮大であることと、現在スポーツ愛好会の要望も少ないことなど、実態と少し乖離するところもあるのではないかと考えております。

計画の進捗については、大きく財政を含めた事務事業の見直しが優先されたことも挙げられます。

1点目、スポーツ担当課の設置については、平成18年度の組織改編によりまして「スポーツ振興室」を設置し、予算・事業の集約化を図っております。

2点目、スポーツ推進サミットについては、行政・各種スポーツ団体・教育機関・企業や指導者団体との連携と協力体制を図ることが背景にあります。

現在、スポーツ振興室が事務局となっております体育協会やスポーツ少年団との連携や、仙台大学との共催のスポーツフェスティバルに参画する競技団体等との調和を図りながら、今までどおり連携を密に進めてまいります。

3点目、スポーツ施設への専門職員の配置は、職員採用との関連もあり容易な状況にはありません。今まで同様、仙台大学の指導をいただくなどしながら対応してまいります。

4点目、柴田町生涯スポーツ推進協議会については、プランの中ではスポーツ推進サミットの総称としております。

5点目、小学校区ごとの総合型地域スポーツクラブについてですが、計画当時は、地域コミュニティの構成上、小学校区単位が望ましいとして提案された経緯があります。子供の人口が減っている状況で見直しも必要と考えます。県内や全国的にも設置に向け一時的には活発化の傾向にありましたが、運営経費・指導者や活動場所の確保等、一時期よりは盛り上がりには欠けている状況です。

6点目、スポーツNPO認証支援の進捗状況についてですが、総合型地域スポーツクラブがNPO法人格取得する際には、行政として町体育協会や県関係機関との調整の上支援を行うものとしたものです。小学校区単位ごとの総合型地域スポーツクラブの設置に向け、関係団体と調整を図り支援をした経緯があります。

7点目、「しばたスポーツ大学」の開設は、仙台大学の協力を得て町独自のスポーツスタッフ養成を目的にしたものです。しばたスポーツ大学の開設はしませんでした。各種スポーツ教室や健康づくり事業での講師や補助員、体育指導委員には大学の教授を派遣していただいておりますし、関係競技団体指導者講習会等では講師として大学の先生方が名を連ねております。また、仙台大学独自に指導者養成講座を開催しておりますことから、今後は連携を図る必要があると考えております。

8点目、柴田スポーツスタッフバンクの設立についてですが、スポーツ関係事業やサークル活動等のスタッフ不足を補う必要から、有資格者の育成・登録を主眼としたものです。町独

自の養成登録は行っておりません。問い合わせや派遣依頼があった場合には各協議団体に登録された有資格者を紹介するなど、対応しております。

9点目、スポーツ関連情報誌の発刊・ホームページの開設は、町のスポーツ活動について積極的に発信していくとのねらいがあったと思われませんが、町広報紙等でお知らせしている状況にあります。また、ホームページでは、リアルタイム方式ではありませんが、スポーツ施設の利用状況についてお知らせしております。

10点目、生涯教育総合運動場整備計画については、「ゆずが丘」が隣接することから、自然と住宅地との調和のとれたスポーツ公園を視野に入れた提言ですが、本町全体としての施設整備計画とも大きくかかわりを持つことでもありますので、引き続き今後の検討課題とさせていただきます。なお、平成20年度には入間田テニスコートを設置し利用に供しております。

11点目、学校体育施設の開放と付帯設備の充実については、本町のスポーツ施設の利用の中では学校体育施設の開放利用状況は極めて高く、年間利用状況でも平成21年度では3,293団体、6万8,070名が利用しております。

12点目、農村環境改善センターを利用したスポーツ拠点づくりについては、生涯教育総合運動場整備計画とも関連しますが、現状を踏まえての見直しを行います。

13点目、ジョギング・ウオーキング・ハイキングコース等の整備進捗状況ですが、主に野外運動に対応する施策として提言されたものと受けとめております。ウオーキングコースは町公道を主に船岡・船迫・槻木の3コースを設定、コース標示板も設置しております。また、最近ではノルディックウオーキングがブームとなっており、町・体育協会が大会や講習会を実施しております。ジョギング・ハイキングコースについては、道路使用等の理由もあり容易に設定できない状況にあります。なお、蔵王自然の家主催の各講習会や町体育協会傘下の桜山遊会でもハイキング会等を募集開催しておりますので、今後とも連携してまいります。

14点目、小中学校体育・スポーツ活動の充実と生涯スポーツ担当部局の導入についてですが、平成14年度から学習指導要領改訂により教科体育の時間数が14%削減されたこともあり、小中学生の運動の取り組みが懸念されたことから、生涯スポーツとの連携を必要と考えたものです。部局の設置の組織化はしておりませんが、今後とも学校関係とも連携を図り、小中学校での体育・スポーツ活動の充実に努めてまいります。

2番目ですが、町体育行政全般についてのご質問にお答えします。

1点目、スポーツ振興基金の使い方は正しいのかのご質問であります。基金の使途に関し

ましては議会の承認をいただき運用しておりますことから、正しい使用をしていると認識しております。議員もご承知のとおり、平成19年第1回定例会3月議会で条例を改正し、「基金処分の用途」として、社会体育施設または学校体育施設の整備に関する事業・その他体育及びスポーツの普及振興並びに社会体育施設等の整備に関する事業の項目が追加された経緯がございます。

2点目、柴田町民体育館の今後の計画については、ことし4月休館したばかりですが、取り壊すかあるいはリフォームするかを含め検討してまいります。

3点目、さくらマラソンに対する援助につきましては、事業等の見直しにより第6回のさくらマラソンを最後に休止しておりますが、このたび住民主導での実行委員会の立ち上げを見たところでもあり、その動向を踏まえ支援してまいりたいと考えております。

4点目、スポーツ指導員の状況と、再び各区に体育推進員の設置のご質問ですが、町では、平成17年度から18年度の2カ年、スポーツ振興を推進するに当たり各行政区より地域スポーツ活動推進員を1名～2名を推薦願い、教育委員会で委嘱し活動していただきました。その後も発展した形で多くの地区では現在も同様にスポーツ活動推進員として活動されております。

5点目、スポーツの町として職員が少な過ぎるのではないかにつきましては、冒頭でも申し上げましたように、事業等の見直し優先に取り組まざるを得ない状況にあったこと、また、財政状況をかんがみ職員採用を見送ってきたこともございます。近隣の市町での体育課設置状況とスポーツ担当職員数は、ほとんどが生涯学習課内に係または班として置いてあり、職員数は1～2名であります。スポーツ関連だけでなく町職員全体としての体制でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） 佐藤輝雄議員の大綱2問目でございます。アウトソーシングの前に住民の声を聞くべきということでございます。

まず1点目でございます。三つございますので、それぞれにお答えします。

まず地域公共交通活性化事業、デマンド型タクシーの導入の件ですが、今後ますます高齢化が進展していくことから、地域住民の足として公共交通の確保は日常生活に密接で切実な問題でございます。このことから、それぞれの諸問題を解決するため、柴田町に合った新たな地域公共交通の運行を検討するものでございます。委託業者も決定しこれから作業も本格化

しますが、関係者の意見を交わす場として地域公共交通活性化協議会を設置いたします。当然メンバーとして利用者代表の方も参加していただき、意見をお聞きするようになります。また、10月にはアンケート調査を実施しまして広く町民の意見を聞いてまいります。

2点目、交流拠点再生計画（太陽の村）の件ですが、丘陵地を生かした花のある景観づくり、子供や高齢者が楽しめる施設整備、農産物販売・里山ハイキング・野菜づくり実践講座、そば打ち体験など各種イベント開催等、にぎわいのある交流広場づくりに努め、集客をふやす取り組みです。計画に当たりましては町民の方々の考えを取り入れて策定したい考えから、ワーキンググループを設置して意見交換を行っています。11月ごろまでには策定し新年度予算に反映させたいと考えております。

花咲山基本構想（館山）ですが、船岡城址公園を花咲山とする構想づくりで、構想には「フラワーガーデン構想」、「回遊ルート構想」などを盛り込みます。町内で協働により実践しているオープンガーデン推進事業等とあわせて進め、年間を通じて花が咲き誇る「花のまち柴田」として本町のブランド化を目指すものです。住民からの直接具体的な声につきましては、今後、基本計画を策定する段階で具体的に意見を聞いてまいりたいと考えております。

2点目、基本構想は今後の町の方針を定める指針であり、その構想に沿って事業を進めていくようになります。そのことから、市町村の長期にわたる経営の根幹であることから、みだりに変更すべきものではないと考えております。しかしながら、昨今の社会情勢の変化は速く、基本構想と現実との遊離が著しく大きくなるなどの場合、基本構想の変更は必要と考えております。その場合は、基本構想と同様に変更についても議会の議決が必要と認識しております。

3点目、アウトソーシングの関係ですが、さきにご質問があった三つの地域公共交通活性化事業、デマンド型タクシーの件と、交流拠点再生計画（太陽の村）と、花咲山基本構想（館山）事業をアウトソーシングしたのは、人員削減か職員減少のためにしたのかというご質問と理解して回答します。

この3点は、町としての今後の大きな事業で、専門的な知識・ノウハウが特に必要である事業と思っております。コンサルタント業者は専門知識を要していることはもちろんですが、さまざまな企業・自治体に接しコンサルティングを行っていることから、広範囲の知識・経験を有しております。その道の専門分野に精通したコンサルタント業者に委託することで、柴田町にあったよりよい計画ができるものと考えております。このことから、人員削減、職員減少のためではなく、あくまで専門的分野で必要であるためのアウトソーシングと言えま

す。

4点目、マニフェストの関係です。今回の選挙からマニフェストの配布が認められたことから、マニフェストを発表させていただきました。しかしながら選挙が無投票となり、町民の方への配布はできませんでした。そのことから、私の考え、公約を町民の方にお知らせし理解していただくため、広報しばたに掲載させていただきました。

マニフェストの内容ですが、3本の柱と20項目の政策を掲げさせていただきました。

3本の柱の一つは、「弱い立場の人に配慮した政治」でございます。弱い立場に立つ子供や高齢者や障害者、産業面では農業や地元中小企業者、地域では市街地の外縁部の地域に、少しでも光が当たるような政治を行ってまいります。二つ目は、「質の高いコンパクトシティの創造」です。人口が減少し都市が縮小する時代を迎え、さらに税収の伸びが期待できず、一方、既存施設のメンテナンスがふえていく中での今後の都市づくりの考え方を示したものでございます。緑豊かな自然に囲まれた中で、歩いて暮らせる市街地に都市機能を集積させ、都市と農村との交流を図りながら、地域コミュニティを大切にしながらコンパクトで美しくにぎわいのあるまちを目指してまいります。三つ目は、「花咲山構想の実現」でございます。地域経済が低迷する中において期待が高まっているのが観光まちづくりでございます。地域資源に磨きをかけ、観光振興による交流拡大を通じて観光客の消費力を地域経済に結びつけていく必要がございます。観光スポットを太陽の村や白石川、船岡城址公園に整備するとともに、槻木地区の農村風景や里山の魅力を引き出し、都市と農村との交流に努めてまいります。

具体的な20項目については、広報しばたをごらんいただきたいと思います。

私は、美しい町並みや景観を生み出すために、行政、住民、事業者が創造力を発揮し、オリジナリティあふれるまちづくりを進め、全国に情報発信していくことで明るい柴田町の未来が切り開かれていくものと思っております。今後とも人と人とのつながりや地域のコミュニティを新たな社会資本として位置づけ、町民の自発的な活動やそれをサポートする職員が一体となったさまざまな動きや物語を数多く作り出していきたいと思っております。

この三つの柱、20項目につきましては、マニフェストであり私の選挙公約でございますので、この4年間の間にぜひ実現してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐藤輝雄君、再質問ございますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） まず最初に、しばたスポーツプラン21を現実に先ほど教育長から聞いて

たんですが、どの程度手直しをするのか。今までしてきたのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） スポーツプランにつきましては、スパンとして12年の中でやるわけでございますけれども、手直しにつきましては、実は考えておるのは、作成された年より大分状況が変わってございます。ということで、作成した当時は右肩上がりのその中での策定という形かと思っております。そういうことで、また、先ほどの教育長の答弁にありましたとおり3年かけてやったということもございます。ということで、一朝一夕でちょっとできるわけございませんので、その辺も全面的な見直しも必要かというふうな考えを持ってございます。

あと内容的には年日的なことは若干ずれがあるかもしれませんが、スポーツ振興についてはほぼ大体、一番最初の質問にもありましたとおり、課の設置でありましたけれども、機構改革等によりましてスポーツ振興室を新たに設けたり、そんな中で進めておる内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 今柴田町の現実を見ると、スポーツをやってきた人たちが大体地域でも動いているというのが大体そうなんです。そこでこの間、北海道とか知事が集まってサミットをやったわけですね。そこで合意したんですが、そのことはスポーツ振興を通じ活力ある地域づくりということで合意がなされました。4道県知事がそれに向かって連携して取り組むと、こういうことがありました。

つまり、そういうふうにならば今実際的に知事さんも含めて地域の活性化のためにスポーツを使うんだと、こういう時代に入っているわけですね。とりわけ今度そうやって集まってやる上では、一応東北の大会がありますね。そのためにも、来年ですか、たしかあったはずですが、そういうふうなことでの集まりもあるので、やっぱりもう一度、今のようなしばたスポーツプラン21を直すんでなくて、その中も進めるという意味ではどうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） スポーツの振興を進めるということでございますけれども、現段階ではやはり平成25年まで後期の分も入ってございます。ということで、平成23年度は先ほどお話出ております東北大会、実はミニ国体もございます。ということで、そんなことでただいまスポーツ振興室も準備等はしておりますけれども、そんなところを見ますと、やは



りスポーツ全体的にとらまえて、実は私の方では見直しについては、体力づくり、健康づくりという面からそれに特化しながらまずは進めていきたいという考えでございます。もちろんスポーツプラン21、これはそのとおり進めますけれども、見直しの中で、今お話し申し上げましたとおり健康づくりを重点的に考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○13番（佐藤輝雄君） その中で实际的にさくらマラソンの休止から町民レクリエーションの縮小、それからあと体育協会の補助の大幅カットとか、それから体育推進員の制度の廃止とか、つまりマイナス面だけが目立つわけですね。ところが、实际的に柴田町の場合には、動いているリピーターの人たちが約17万人ぐらいいるわけですね。施設が足りないというのは明確なんです。やっぱりそういう中において、その職員自体が、スポーツ振興室自体が8名から5名になったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） まず職員の人数等でございますけれども、これにつきましては、トータルで、実は平成18年度教育組織再編の中で、ただいま入っておりますスポーツ振興室、前の柴田町公民館なんですけれども、あそこは船岡公民館も併設ということになっています。ということで、人数的にはそちらの職員もカウントされた人数になっております。ということで、スポーツ関係ではスポーツ振興室は6名ということで、その後、今現在5名ですけれども、そんな流れでございます。

もう1点ありましたか。

○13番（佐藤輝雄君） 6名……、5名じゃなくて6名なんですか。ほかからも来ている……。

○生涯学習課長（丹野信夫君） スタート時は6名でした。その後、各施設5名体制で、それは町全体の職員の体制の中でそういった動きでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 生涯学習各センターありますね。そこは大体何名いるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 各生涯学習センターは5名でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、私は今までスポーツやっていたので大体わかるんですが、生涯学習センターとそれからスポーツ振興室と比べると仕事の量が、前にもここでもお話ししたんですが、職員自体がないときもあるわけですね。やっていることで仕事の量が多過

ぎて。ですから、我々自体が何かスポーツの備品を借りるにしても、つき合いもしなければならぬし、管理も見なければいけないし、それからあと、今なんかは農村環境改善センターにテニスコートができたので草刈りなんかまでやっているような状態に見ていたんですが、その中でスポーツ振興室自体が人数的にも絶対的に足りないという状況にあるのではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 先ほどから職員の定数等をお話し申し上げておりますけれども、これ全体的に町組織の中での職員定数もございます。定員管理もございます。そんな中での人数ということになるわけでございます。あとスポーツ振興室につきましては、今お話に出ておりました入間田のテニスコート、もちろんスポーツ施設ですのでこちらも管理しております。あと生涯学習センターにつきましては、センターが各館として、あと地区館、各公民館、以前は議員さんご案内のとおり職員が張りついておりました、公民館には。そういったのを全部吸い上げて、現在は各学習センターをメインとして事業等あれば地区館、それぞれの公民館に足を運んで事業をやっているという状況でございます。ということでそれぞれ職員数は5名、現段階で。そんな動きでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 今やっぱり生涯学習センターとスポーツ振興室と全体を比べてみるとばらつきがあると私は思っています。ですから、やはり生涯学習センターの場合には貸し館が大体基本になるようなもので、やはり土曜日、日曜日は、体育施設もそうですが、相当の職員がやっぱりつかなければならないと、本当であれば。それは前の教育長のときにも大きな協議の場合には職員をつけるという話になっていたんですが、今もって大きな試合、例えばほかの町から来たようなときでもやはり代行員を置くようになっていると。やっぱり直すという限りは、やっぱり職員の中で、その大きな試合とかわかるわけですから、見れば。やはり職員自体がきちとつかなければならないと思うんです。そうすれば備品から、それから置く場所から、それからあと急な何かの突発的なことですね、そういうふうなものも職員が実際的に見れるということなので、ひとつこれについては前に議事録あると思うんですよ。前の教育長のおおた教育長のときに、そのときに一応大きな試合のときには職員が正式に館の中につくというふうになっていますので、その辺を見てもらってそういうふうには直していただければというふうに思います。

それから、先ほど細めの話だったんですが、スポーツ担当課の設置とかスポーツ推進サミッ

ト、専門職員の配置、スポーツ推進協議会、スポーツクラブ進捗状況、スポーツNPOの認証、それからしばたスポーツ大学、すべて乗っかっているわけですね、これに。やはりどの程度まで本当にできるのか。先ほど教育長の話だけ聞けば本当につばをつけているのかというぐらいに、やったふりをしているのに近い状態に思えるわけです。何かをやるんだ、はっきりとこの中で全体を網羅するのではなくて、何かをやるというように詰めれば良いと思うんですね。それがやっぱり見直しにつながっていくのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 実はスポーツプラン21の中ではやはり施設の面の充実、それも影響あるものと考えております。特に生涯教育総合運動場、質問にもありましたとおり、そのプランがこの中で大分ウエートを占めるのかなと私なりに考えております。ということで、その内容は、実は平成10年に町の予算を使いまして調査した経過があります。柴田町生涯教育総合運動場ということで、土地利用のゾーニング等々、あと利用構想図ということで、中には、要するに入間田ですね、改善センターがあるところ。面積的に15.4ヘクタールほどの土地の利用ということで、98万円ほど予算化しまして委託した経過もございます。ということで、その中には陸上競技場からテニスコート、クラブハウスから多目的広場、もちろん駐車場も入っております。あと改善センターを生かして、そんな調査内容も実は受けてございます。

ということで、非常に、本来であれば生涯教育総合運動場として、これを拠点としてやればもっともっと柴田のスポーツも振興という形で見ますと考えられることでございます。ということで、その辺もやはり途中いろいろな要因が絡んできまして、もちろん経済的なこともあります。あと途中で、全体的に町単独の構想で進めてきましたけれども、3町合併の問題も一因にもなっておりますし、そんなところで全体的な見直しを図りながら、やはり一番的なのは財政上が一番ネックになっておるわけです。ということで、すみません、長くなりまして。その総合運動場、入間田改善センター、あそこを土砂を掘り下げますと広大な面積、先ほどお話ししました15.4ヘクタールが確保できます。ということで、それを拠点とするこのスポーツプランも大分生きてくるのかなという私の見方でございます。

ということで進めてはおるんですけれども、やはり現状に合った内容でプランも計画としてやっぱり見直す必要もあろうかと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 前にお話ししました10年待機事業にもこれだけの立派な、これも町民からアンケートもとってやっているものですね。それだけに年数もかかっているものが10年の待機事業にも入っていないと。やはりそれだけにスポーツが大切なんだと言いながら、スポーツのスの字も引かかかってこないというのが一番引かかるわけですね、私個人からすれば。やはり柴田町が、仙台大学がある、柴田高校があると言ってみても、町としてはただプランがあるだけであって、何ら実行が伴っていないというか。ですから、今直さなければならぬとすれば、いつごろをめぐりに、どういうふうにするのか。そしてそれを待機事業に入れるのかどうなのか。

だから、後から話しますが、急に花咲山構想だから花のやつが出てくる前にこういうのが基本に動いているんじゃないかなと思っていたんですが、その辺については町長に後から聞きますが、とりあえず10年待機事業にも入らないようなものを今度直さなければならぬ、変更しなければならぬ。じゃ、変更は、いつ、どういうふうにして、どういうときまでにこの議会に出せるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 今後の計画になるわけでございますけれども、やはり見直しについては、以前は官主体としての作成でございました。ということで、今後はまちづくり条例等もございまして、やはり民も取り入れて官民挙げての策定に向かっていきたいと思っております。ということで、これにつきましてはことしの春、スポーツ審議会等にも見直しについて諮っておりますけれども、中身が壮大なためにやはり時間を要するという回答が出ております。ということで、私の方では22年度、今年度中いろいろ模索しながら、23年度からスポーツ愛好者等も含めて要するに民の方も入っていただきながらじっくりと固めていきたいと思っております。

それでいつからということになりますけれども、実は第5次柴田町総合計画の中で全体的な総合体育館も、ご存じのとおり町民体育館があのとおりですから、それも含めながら、調査もこの計画の中に盛り込んでございます。ということで、時期的にはいつというのは今のところまだつかめませんが、やはり考えとしては23年でしっかりとしたもので進んでいきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると23年にはこの議会に出てくるということの考えでよろしいでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（丹野信夫君） 23年にはちょっとまだ時間を要すると思っております。これからの流れで進むわけでございますので、いつというのはまだちょっと断言できません。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 13番（佐藤輝雄君） 今22年ですから、それが23年度中にやはり出るくらいのものでなければこれだけの年数をかけたプランが何ら生きていないという。そのことについて、これもまちづくりも入ると思うですね。まちづくりの方では、このスポーツプランを実行する上でまちづくり、つまり北海道とか北東北知事のサミットがあったように地域の活性化にというふう宣言までしているわけですよ。8月25日の新聞ですね、これは。やっぱりその辺の絡みも含めてまちづくりのためにもスポーツを使うという発想はいかがでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（大場勝郎君） 今回、第5次柴田町総合計画の中にはタウンセールスということをちょっと強めて書いてあるんですけども、その中にはいろいろな戦略プランがあると思うんです。一つは、花のまち柴田というブランド化の戦略プラン。それからそのほかに産業の戦略とか、それからスポーツで柴田町に来ていただくというようなそういう戦略プランも考えられるので、そういうことは物すごく大切だと思っています。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 13番（佐藤輝雄君） そうするとその辺も含めて23年度中には見直し、つまりまちづくりも、それからあと生涯学習課長等も含めて全体的な中でのこのプランの見直しということは考えられるでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（大場勝郎君） 総合計画上は3月に基本構想なりを議会の方に示すわけなんですけれども、その前の日程として、9月に実は財政推計をちょっと出しまして、そして9月中に実施計画、来年度以降の4年間の実施計画をまず素案段階ですけれどもそれを出して、10月にそれらを精査しながら、特に来年度についてどのような事業が実施できるかというのを財政推計とともにちょっと確認していきたいんですね。大きな事業については。ですから、今の時点ではこれが入るとか入らないとかとは別で一応総合計画ではそういうことを計画しているということですけども、それは今言ったように、来年度分については特に10月にヒヤリングをしながら精査していきたいというふう考えています。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） あくまでもプランですから、そのプランがあくまでも町で何年もかけてつくったものがただ単にないがしろになっているというのが事実なんです。今からも話しますが、その辺の絡みで、やはりまちづくりとそれからあと生涯学習とやはり連携をすとかという形のものをつくっていく考えはないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） ただいま申し上げましたように、財政とそれからまちづくりの政策とそれから担当課のセクションでいろいろな計画があると思うんですけれども、それは一応毎年実施計画をつくるというところでチェックが入っているわけです。それ以外の大きな事業については庁議でテーマにしてみんなで検討していくと。庁議が町の政策会議ということで、大きなものについてはその場面で検討することになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） これ以上話もできませんので、やはり生涯学習課も含めて、やはりスポーツ都市宣言しているわけですから、皆が何かのスポーツするときにだけ唱和を、町職員が唱和をスポーツやっている町民に言わせるだけではちょっと物足りないと思いますので、その辺を連携してやるということについて期待をしますし、なるべく、どうしても23年度中に、名前載っている人もまだ役場職員にいるわけですから、現実には。そういうことも前の人の知恵もおかりしてやっていただければと思います。

それから、11番のシャワールーム、ミーティングルームなんですが、これについて、開放型学校体育施設条件整備ということの中に入ってきているわけですが、これ全部で九つあるわけですね。そのほかに体育施設あるわけですが、この中で、財政なんかはすべて大変だと思うんですけども、ただ、このプランの中で出ているシャワーの大きさはどのぐらいなんですか。大体平均してどのくらいつけようと思っていたんでしょうか、この計画では。ただ、個数は入っていませんので。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 確かに数字は載ってございませんけれども、シャワーの数としてやはり最低男女それぞれ3、3で、6は必要なかというふうな考えでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） それから、ミーティング室はどのくらいの大きさに考えていたんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

- 生涯学習課長（丹野信夫君） ルームの広さですけれども、やはり12畳は最低必要かと思っております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 13番（佐藤輝雄君） それで全部、すべて学校から体育施設も含めて洋式トイレですね。今大分子供たちも大体和式は無理、無理というか生活の変化なんですけど、洋式が何%ぐらい、全体を見ると、学校から体育施設から比べてみると大体何%ぐらいありますか、今は。
- 議長（我妻弘国君） 別々でよろしいですか。では生涯学習課の方と教育総務課、別々に答弁。
- 生涯学習課長（丹野信夫君） 生涯学習関係施設ですと1割そこそこかと思っております。
- 13番（佐藤輝雄君） 幾らのうち。全部でどのくらいトイレあるうち。
- 生涯学習課長（丹野信夫君） それぞれの施設の、正直言いましてトイレの数はカウントしたことがございませんので、まず、身障者用については洋式でございます。あとそれ以前には建物それぞれ古いので、その当時なので和式の方が多いということで、施設平均ですと、トイレは男子が小ですと5基くらい、あとは1基。女性の方はその逆の数字になろうかと思っております。
- 議長（我妻弘国君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 学校関係でこれまで洋式便器が設置されていない学校は、船迫小学校と船岡小学校がないというような状況でした。それで、21年度と22年度にかけまして船迫小学校については1年生から6年生まで洋式便器を設置しております。あとは船岡小学校ですので、船岡小学校についても来年度設置できるように努力していきたいと思っております。
- 13番（佐藤輝雄君） 設置するとすればどのくらい、数的には。
- 教育総務課長（小池洋一君） 例えば女子3個ある場合2個を洋式にしたいということで考えております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 13番（佐藤輝雄君） それから学校関係だと、社会開放型の体育館ですとどのくらいになっているかわかりますか、洋式トイレは。
- 議長（我妻弘国君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 体育館についてはほとんどついていない状況だと認識しております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 雑な言い方なんですけど、トイレの1個というのはそんなに高いものじゃないんでしょう。1個幾らぐらいだと思いますか。学校なんかで体育館なんかにつけるとすれば。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 20万円ぐらいで設置できるものと思っております。なお今回、船岡中学校の体育館につきましては洋式トイレを設置するということで進めております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） このスポーツのプランの中で、柴田町が、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめるというのがあるわけです。これが基本になっているわけですね。そうすると、先ほど言いましたが、平成21年度で利用者が約7,600件、17万8,000人。これ大学関係を外しています。それに水球プールとか仙台大学の施設をカウントしたらもっともつとふえると思うんですよ。それで施設が足りない。調整をしても施設が足りないわけですよ。実際的に。角田のパークゴルフ場に行っている人もいれば、あと大河原のはねっこアリーナに行っている人もいるわけですよ。そこでやはり柴田町の場合には、今、船中の体育館が使えない、それからあと柴田体育館も使えない。こういうふうなことなので、貯金がたまったという町長がおりますので、早めに体育館か、どうなるかわかりませんが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の私はスポーツプランを読ませていただきましたけれども、やっぱりバブルのときの身の丈を超えた計画だったのではないかなというふうに思っております。今総合計画をつくっておりますが、どうも前、1次から4次までつくった総合計画の延長線上にあったかなというふうに考えているところです。やっぱり財政というものをきちっと考えて実現する身の丈に合ったプランにすべきではなかったのかなと今思っております。

柴田町はそういった意味で途中政策転換をせざるを得ませんでした。それは、財政が大変厳しくなったものですから、一つには職員の給料もカットした。それから職員の定数も削減した。ですから新たな職員はふやせない。ですから専門員もふやせない。計画はできなかつた。それから柴田町は途中政策を大きく変えまして、仙台大学と一緒に緊急性の高い高齢者の介護予防スポーツ、健康スポーツ、こちらの方に力を入れてさせていただきました。ダンベル体操、これはほかの町よりも進んだ取り組みだったし、新たにノルディックウォーキング、ハイキング、それからハイキングコースの整備、今やっておりますけれども。それから



仙台大学と連携した現代G Pですね。これも3年間、健康づくり運動サポーターと地域との健康プロジェクトと、ことしは「元気はつらつお達者day」。ですから、当時のバブルのときつくった計画と違ってやっぱり身の丈に合った健康づくりスポーツ、そちらの方に方向転換をしたとご理解をいただきたいというふうに思っております。

施設整備につきましては、私の公約ではパークゴルフ場を当面つくろうというふうに思っております。ですから、政策につきましては、今回はまちづくりのキーワードとして「花のまち」ということをキーワードに政策展開を図っていききたいと。その中でももちろん健康というものも大切な一政策の一つに位置づけていききたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 今、仙台大学等の連携とか。私が聞いているのは、柴田町の柴田町体育館ですか、これをあのままで休止しているわけですね。今は。それをどうするのかと。早めに直すのか、それとも建てるのか、それとも計画をして何年ころに大体できるのかということをお聞きしているのであって、別な話に持っていかないようにお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 全体の中で判断していかないと、ただ体育館を建てるか建てないかということであれば、将来の財政を検討して今長期総合計画をつくっておりますのでその中で政策順位を決めてやっていきたいというふうに思っております。まだ建てかえるか、それからあそこに使うかは決定はされておられません。これからです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、遅くとも今度の総合計画の中には、一応そのときに終わるまでにははっきり答えが出てくるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） いろいろな計画に盛り込まなければなりませんので、財政計画を考えましてこの8年の計画の中に盛り込むかどうか、それは検討してお答えできるのではないかなというふうに思います。盛り込めるか盛り込めないかは今現在では見通しが立っておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 体育推進員の件なんですが、今も体育推進員があるところはあると。うちの方はなくなったわけですが、あるところは、全部で40区ですか、柴田町の区は。そのうち何区が残っているんでしょうか、推進員が。推進員というか、前につくった人たちが。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（丹野信夫君） どこどこ行政区、今手元に資料ございませんけれども、6割強、7割近くは残っているものと思われます。
- 13番（佐藤輝雄君） それでは後から調べてでも、どの区が残っているのか、そしてどういうことをしているのか、やっぱりその辺を教えてほしいと思います。後からで結構です。
- それから、アウトソーシングの方に移りますが、この「花のまち」というものを町長が出してきた一番の理由は、何から「花のまち」というのが出てくるようになったのでしょうか。その辺をお聞かせください。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（大場勝郎君） これは地域資源を生かしたブランド化を進めようということを出てきたわけです。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 13番（佐藤輝雄君） そうすると、結果としては、花があるから花のまちだというふうになってもよろしいんですが、その前に理由づけとしてはちょっと希薄なような気がするんですが。花が、花のまちブランドだけでは。もうちょっと理由が、町民に訴える理由とか何かはなかったのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） この議会でも地域の活性化、元気を出せと。今、このまちづくり満足度調査でも観光とか産業振興というのが大分議題になりました。当時から私は、これからのまちづくりはもちろん企業誘致も大事なんだけど、自分たちで産業を興していくと、それから地域資源を磨いて新たなビジネスを興していくというのを盛んにこの議会でも発言させていただきました。そうしたときに、柴田町の特徴って何だろうと考えたときに、春には20万人というもうお客様が来る舞台が整っております。以前には100万人も来た時期がございます。ここを切り口に集客をして、そしてお客様方に消費をしてもらおうと。ただ残念ながら、消費をしてもらう、買うものがない。それから、計画もいまいち全国的にアピールする力が足りない。観光物産館も老朽化していると。そういうことでここを切り口に、花というのを切り口に産業振興まで結びつけていこうと。そのためには観光、まちづくりは人だろうということで、花咲山構想というのを実は平成19年の当初予算で所信表明演説の中に盛り込みました。それからやっと22年に事業手法として県の方から認めていただいて、実は22年度から花咲山構想が今具体化しているということになるかと思えます。あくまでも自分たちの力

でお客様を呼んで、そして、行ってみたい町、買ってみたい町、交流したい町。それを通じて地域内の経済を回して自立をしていこうという戦略のもとに花咲山構想を進めたいということでもあります。

もう一つは、最初は、花なんか言って腹の足しにならないと議会からも14年当時は批判されましたけれども、実は福島県の花見山が一大ブームになったことがわかって、町民も少しずつ花を政策的に展開することで地域が元気になると少し目覚めてきたように思います。

そういった意味で、私は、柴田町に与えていただいた大切な資源でございますので、これを切り口にこれからの産業政策、地域活性化策にぜひとも結びつけていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） やっぱり有名になるのはこれは本当にこれにこしたことはないわけですね。ただ、このエリアマガジン84、せんなん広域なんですけど、前に見たときもそうだったんですけど、この10月のイベント、それから8月、9月、10月、11月までこれが全部入っているんですけど、2市6町なんですよ、入っているのが。柴田町だけが入っていないんですね。残念ながら。これは前にも同じだったんです。それからあと、これは前にも私もちょっと言ったことがあるんですけど、仙南のおとぎ草子の中に柴田町だけがなかったということがありましたね。30万だったんですけど。やはり何か、町長が一生懸命になって花で日本一を、日本一というかわかりませんが、本気になって売り込もうというのとやっぱり現実の中でちょっとずれがあるんじゃないのかなという思いがするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 宮城県のデスティネーションキャンペーンと同じなんですけど、PRするにはやっぱり本物を磨いておかないと来ないんです。人は。このエリアマガジンとか何部発行されているかわかりませんが、来ません。何も発行しなくても、柴田町のインターネット、これさくらの会さんをお願いしているんですけど、もう沖縄からも中国からも来ているんですね。現実には。ですから、パンフレットに載っていないから観光振興に力、そういう時代ではないんですね。やっぱり口コミなんです。いいものをつくってそしていい景観をつくる方が、私はこれから観光は伸びるという考え方ですので、今までのようにおとぎ草子に30万円出すんだったら自分たちで使った方がいいということで、そのとき財政再建もありましたので、あえて白石の市長からまぜなさいと言われてましたけれどもかたくなに今も断っております。

ですから、これからは景観をつくるにしても町民がそういう気持ちにならないと本物の観光地にもならないし、町民がそういう意欲を持って活動していろいろなイベントをすることが実はほかのお客様から魅力を持っていると、そういう時代にもう変わっているんだと。ですから、あえてパンフレットとかに載せなくても私は、もちろん本物になってくればPRをしていきますけれども、口コミで柴田町が一生懸命頑張っているというようなことの方が私は大事だというふうに思っております。

ただ、エリアマガジンでスペースがあるときにPRしない手はないので、これは職員に、もし何か行事があったら積極的にただのものは活用しなさいというふうには言っていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） これはあくまでも仙南広域ですので、これ一つの機関の広報紙ですから、やはりこれには載せなければまずいんじゃないかなと私は思います。

それからあと、やっぱり口コミだけでそんなに広がると私は思っていないんですが、やはり今度物産館ですか、館山に建てるという話になっていますが、やはりお客さんを呼ぶときにはそれなりの整備、それなりのもてなし方というのがあると思うんですね。やはり館山の上にきれいな建物ができた、しかし向かいには青少年ホーム、古いやつがあって、あれがあのままになっているのはやっぱりおかしいし、そのためにも、3年ぐらい言っていましたか、車の放置。ようやくなくなりましたが、やはりそういうものも整備してそしてきれいにしていくということがやっぱりお客さんの受け入れの基本になると思うんですね。水球プールのところにはもう県の古い水球プールが取れていましたが、やっぱり見た感じはいいです。前はあのままあったんですが今はなくなりましたので、そういうふうにしてやっぱり柴田町を、スクラップ・アンド・ビルドではないですが、古いものはやっぱり壊して、だれから見ても柴田町は違うんだなというふうなものをやっぱりお願いしておきたいと思います。

それからあと、町長のマニフェストの件に移りますが、一番最初に、学校の耐震化100%ということは中学校、全員協議会がきょうあるみたいですが、中学校体育館、それから船岡中学校、槻木中学校、これ終われば全部100%ということよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 現在工事をやっております船岡中学校の校舎、それから船岡中学校の体育館、それから槻木中学校の校舎で100%となります。例えば槻木小学校それから船迫小学校につきましては、耐震化ではなくて大規模改修工事を考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） それで100%はいいんですが、槻木小学校の地盤沈下ですか。その中で父兄から、地震が来たときに液状化現象で大丈夫なのかと。建物が壊れるんじゃなくて液状化現象の方でちょっと言われたので、そこをちょっと聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長、液状化現象。

○都市建設課長（大久保政一君） 槻木小学校周辺ですか、ピート層ということで軟弱地盤ということもありまして、地震等が起きれば、当然水分が多いものですから液状といいますか、揺れて表に噴出してきて地盤沈下等々が発生するんだろーと思います。本体は岩着までいっているのだから下がるということはないかと思いますが。そういう意味では、一気に下がるということではなくて部分的に水が噴き出たり、そういうことが発生するんだろーと思います。ただ、校庭については軟弱地盤対策はたしかしておりませんので、プレロード工法だけです。そういう影響が心配されると思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） それから、コンパクトシティの創造について、パークゴルフ場の整備が1億円になっているんですが、大体この辺の近くのパークゴルフ場だと角田のパークゴルフかそれとも新地か、大体どの程度で想像したらよろしいでしょうか。1億円という想定の中でこの辺をちょっと。角田よりちょっと小さいかとか大きいとか、新地と同じとかという形でやると想像がつかますので、そういうふうな教え方していただければ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 詳しい資料がちょっと手元にないんですけども、角田の河川敷にありますパークゴルフ、あそこは18ホール、パー30というふうな内容でございます。相馬の場合ですと、スケール見ておられるかと思いますが、角田市とは雲泥の差がございます。ということで今ご質問の金額からいきますと、やはり角田をある程度基準とした内容になろうかと思っております。（「角田くらいあるの」の声あり）ちょっとボリューム合わせたような形なのかと思っております。

ちなみに、仙北の方も薬菜とかいろいろありますけれども、クラブハウスあたり、もうすばらしいゴルフ場ですね、やはり。そんな形ですけども、やはり町長も先ほどお話出ておりますけれども、やはりパークゴルフについては現在太陽の村ということで考えておりますけれども、その辺もこれから関係課ということで詰めていくのかと思っておりますけれども、規模的

にはそういった内容に私は受けとめております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。

○13番（佐藤輝雄君） プラン21にはないものが新たに出てきているわけですから、大体その大きさがちょっと理解できませんでしたのでお聞きしました。

それからあと、花めぐりフラワーパーク1億円なんですけど、どの程度の想像をすれば1億円のフラワーパークというのが想像できるでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 船岡城址公園とそれから太陽の村関係を一応フラワーパークということで考えています。それから、白石川のポケットパーク的なそういうところも含めて大体その金額ということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。

○13番（佐藤輝雄君） 白石川のポケットパークというのは、どういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 霞堤付近のミニパークというんですか、そういう花のあるミニパークです。あとは回遊ルートの関係でその事業費というのはまた考え方が違ってきますけれども、白石川自体はそのようなことで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） それと別に回遊ルートで6億円一応見ているというか、想定されているようなのがあるんですが、この回遊ルートの中で、新聞にもちょっと載っていたんですが、町長が何かつり橋とかなんだかそんな話が新聞にも載っていたので、言う人からは町長また口先だけだという話もされた面もあるので、ここで挽回してもらって、どんなふうな回遊を考えているのかひとつ説明というか、夢でも何でも述べていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やっと佐藤輝雄議員に私の夢をこの議会の正式な場でお答えできる機会を与えていただきまして、本当に感謝申し上げたいというふうに思っております。

実は回遊ルート、観光客の中に私も紛れ込んでよく聞いてみますと、樫の木周辺からは一目千本桜、皆さん歩いているので、あそこに行きたい、どう行けばいいんですかという質問をよくされます。そうすると、船岡駅か大河原駅か回ってないと行けません。今度は一目千本桜を私が回っていますと、実は皆さん樫の木の下にいるものですから、あそこに行きたい

んだけれども、どうしたら行けるんですかと。また船岡駅と大河原駅に回らなければいけないと。ここに連絡橋、跨線橋があればいいのではないですかというのを多くの方々から聞いておりましたので、また、ここに橋をかけることによって回遊ルートが大分複雑になりました柴田町の中へも呼び込めると。大河原から館山に、船岡駅から館山にということになりますので大分集客の流れが変わるといふふうに思っておりましたので、ぜひ実現したいということで回遊ルートというふうにさせていただきました。

そのときに実現性という問題なんです、県の方から事業手法をアドバイスをもらうため、これが一つ。それから許認可、河川法の許認可があるんですね。それからJRの安全の基準がございます。この三つをクリアしなければならないということで、まずは県の方に実はこういう構想があるんだというお話をしたところ、県の許認可の官庁であります河川課担当者それから班長さんがお忍びで現場を見にきていただきました。そのとき私も偶然に会ったんですね。それで私の構想をお話を申し上げたということ。それから、実際に正式に柴田町から8月31日に土木総務課、都市計画課、河川課の方にお話をさせていただいております。そのときには、許認可の関係は大河原土木事務所の権限で許可になる可能性がありますということでございます。それから、JRの上につきましては、柴田町でも跨線橋をかけておりますのでこれは問題ないと。最後にはお金の問題ですね。今、この事業手法につきましては、国、県の事業で活用できるものがないか検討しております。そのときに、実は今月の21日まで、国の方で地方の新たな提案ということで総合特区という提案を募集しております。それにチャレンジをしようということで職員と頑張っているところでございます。これは23年度に新たに国が考えている事業です。けれども、23年度には間に合いませんので、一応アイデアということだけは出そうということになりますので、もし認められれば24年度から具体的に実施計画を立てたいというふうに思っております。けれども、23年度は基本計画、先ほど回答しましたけれども基本計画を策定して、その間に住民の意見も聞いて具体的な実施計画をつくっていきたいというふうに思っております。

私の夢が具体的になってきていると、きつつあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） ちょっとまだ理解ができないんですが、つり橋とかなんとかというものがどういうふうな形に想像したらよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 議会の方に今300万円で議決いただいております花咲山構想、11月末ごろにまとまりますので、それが出ましたら具体的な図面も、ポンチ絵ですけれども、お出しできるのではないかなというふうに思っております。今のところ白石川右岸の堤防とそれから縦の木、約80メートル、東北本線と旧4号線、それをまたぐつり橋というふうにお考えいただきたいと思います。ただし、一つの橋でつくればいいんですが、恐らくJRの上はつり橋は認められないという私の考えがあるものですから、JRは跨線橋で渡って、旧4号線は、間に民地があるんです。民地があるんです。その民地と縦の木をつり橋で結んで一体的に整備する方が可能性が高いのではないかなというふうに思っております。ただ、今コンサルタントの方では、白石川の右岸と縦の木の下を直接、斜張橋と言うんですか、こういう何かつり橋みたいな、それで結べるというふうに考えているようでございます。11月末になりましたら全員協議会を開いていただいて詳しくご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） できたらやっぱりすばらしいですね。やっぱり日本で一番のつり橋という十津川、私も行ったことがあるんですが、十津川峡にかかっている長い長いつり橋があるので、もしかそれが柴田町にも出ればやはりそれだけに集客というのはすごいと思います。夢がかなうように期待しています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） それから、このしばたスポーツ21と同じように、今船迫の今度は8号棟ですか。8号棟じゃなかった。北船岡の2号棟に名前が変わりましたが、それまでにこれも同じ、このプランと同じように大分時間がかかっているんですね。平成4年度に柴田町住環境整備方針政策委託、それから平成5年に二本杉町営住宅建替基本計画委託、それから平成9年に二本杉町営住宅地質調査委託、それから平成10年にも委託。そして11年に住民を集めて、この辺については杉本五郎さん一番わかりやすいんですが、住民との話し合いということで、策定委員会を11年の8月、11月、それから12年の2月にやっているわけです。その後12年に二本杉の町営住宅委託があって、そして建てかえの分が一応計画がされた。こういうふうにあるわけですね。

そうすると、それが今具体的に今度は町営住宅に対する政策がどうなるんだろうというのがまだ具体的に見受けられないわけです。例えば並松も含めて。それがその前の段階では計画されたわけです。冊子になっているわけですが、その辺について、これも変わったときにやっぱり議会にきちんとこういうふうな状態で、確かに推定ではわかりますよ。推定すれば。



平野さんの時代に約5万人構想を打ち出してくればあれだけのものが出るし、それが今減少  
ぎみだということを含めれば、少なくなってくるのはわかるわけですが、変更するのはわか  
るわけですが、変更するための、これだけの大きな策定委託をかけているものが、ただ単  
に、何だかよくわからないけれども10階建てが8階建てになったんだとや。それではちょっ  
と議会としても町民に対してある程度説明責任がつかないと思うんですよ。その辺について  
どういうふうを考えればいいのかお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 北船岡町営住宅、平成4年ごろからいろいろ計画があつて、  
そしていろいろ地質調査あるいは基本計画等々と進めながら、11年度ごろには地元といろい  
ろ協議をしながらということで、実際的には13年度から実はスタートしております。当時は  
公営住宅整備事業ということで補助事業等があつたんですけれども、それが16年からは今度  
はまちづくり交付金事業ということでまた変わって、今回は社会資本整備総合交付金です  
か、事業的にもいろいろ変わっているんですけれども、まず、2号棟は債務負担で9億5,000  
万円ということでお願いしております、これにつきましては22年から24年度で終わるよう  
な計画であります。それから3号棟から5号棟、2期工事になるんですけれども、2号棟が  
終わってから25年から30年で仕上げようということで今基本的には決まっております。

そしてその後の計画ということになると、長寿命化計画ということで今実は委託を出してお  
ります。それについては当然住宅の修繕、そういうものも調査しながら、そして最終的には  
住宅需要等がありますので、建てかえ等も入れながら長寿命化の中で検討していくという内  
容で今年度実施をしているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 変更になるようなものの具体的なものは議会の方には示しはできないん  
でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 変更という意味がちょっと……。

○13番（佐藤輝雄君） その長寿化の中でこういうふうになるんだと。その裏ですね。その裏  
というのは、こういうふうには長寿化が出てきたんだという、延ばせるんだというふうなもの  
も含めて我々側に資料をいただければ説明がある程度つくという考えなんです。

○都市建設課長（大久保政一君） 当然委託で出していますので当然マル秘にする必要は何もあ  
りません。当然調査をしながら、ここを修理するとこれくらい長持ちする。町営住宅が何棟

もありますので一気にそういう修繕費が集中してしまうとなかなか更新ができないということで、計画的に更新をして寿命を延ばそうと。その中で当然住宅需要等もありますので、その中で建てかえも含めてということで、最終的にはこのように延びますといえますか、このような修繕計画になりますという資料は当然お出しできると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。

○13番（佐藤輝雄君） 終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて13番佐藤輝雄君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

---

### 日程第3 議案第1号 副町長の選任について

### 日程第4 議案第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（我妻弘国君） お諮りいたします。日程第3、議案第1号副町長の選任について、日程第4、議案第2号教育委員会委員の任命についての2カ件は人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催しますので、ご参集願います。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、再開は追って連絡いたします。

午後2時35分 休 憩

---

午後2時55分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第3、議案第1号副町長の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議題第1号副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

前小泉副町長につきましては、去る8月31日をもって辞職したい旨の願い出がありました。

残任期間もあることから慰留をいたしました。本人の意志が大変固いことからこれを尊重しました。その後任としても会計管理者の平間春雄氏を10月1日から副町長として選任し、たくご提案申し上げる次第であります。

平間春雄氏は、東北工業大学を卒業後、大和ハウスの勤務を経て、昭和55年2月柴田町役場に奉職して以来、下水道課長、都市計画課長、建設課長、総務課長、会計管理者兼会計課長を歴任、特に本町の社会基盤整備事業において民間の経験やノウハウを生かした実績と豊富な行政経験を持ち、頭脳明晰にして温厚で、人望も厚く、人格高潔にして、これからの行財政運営の円滑な推進を図る上で指導・監督等の面においてもその力を十分に発揮してくれることと確信しております。

今後住民参加のもとさまざまな施策を展開するためには、行政全般において堪能でかつ人物、見識ともすぐれております平間春雄氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得るためご提案を申し上げる次第でございます。議員各位のご理解を賜り、何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

○議長（我妻弘国君） これより議案第1号、副町長の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第2号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在教育委員であり、また教育長を務めております阿部次男氏は平成22年9月30日をもって任期満了となりますが、再度教育委員に任命いたしたくご提案申し上げます。

阿部次男氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し卓越した見識を有し、任期4年の間本町の教育行政に携わり、学習や文化活動をさらに活発化させるために人材を育てる仕組みを確立し、学校教育、生涯教育等の中で個性あふれる人材の育成と個性豊かな地域文化の創造に努められました。その指導力と実行力は衆人の認めるところでございます。

つきましては、このように教育行政に造詣のある阿部次男氏を引き続き教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意を賜りますようご提案を申し上げたいというふうに思いますので、何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

なお、阿部教育長には柴田町の特色ある学校づくりをあえて強く私からもお願いをしているところでございます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第2号、教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時00分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月8日

議 長

署名議員

署名議員

